

狛江市第1次重層的支援体制整備事業実施計画

令和4年4月
狛江市

第1 計画の位置付け.....	- 1 -
1 地域福祉計画上の位置付け.....	- 1 -
2 計画体系上の位置付け.....	- 2 -
第2 計画期間.....	- 2 -
第3 重層的支援体制整備事業とは？.....	- 3 -
1 支援の重層化.....	- 3 -
2 つなぎの重層化.....	- 4 -
3 出会いの重層化.....	- 5 -
第4 重層的支援体制整備事業を実施する意義.....	- 6 -
1 実施の背景.....	- 6 -
2 実施の方向性.....	- 6 -
3 市の現状と課題.....	- 6 -
(1)現状.....	- 6 -
(2)課題.....	- 7 -
4 第1次実施計画の目標及び将来像.....	- 8 -
(1)第1次実施計画の目標.....	- 8 -
(2)将来像.....	- 8 -
第5 重層的支援体制整備事業で実施する事業の概要.....	- 9 -
1 重層的支援体制整備事業の全体像.....	- 9 -
(1)各事業の相互関係.....	- 9 -
(2)重層的支援体制整備事業の支援フロー(概要).....	- 11 -
2 包括的相談支援事業.....	- 12 -
(1)目的.....	- 12 -
(2)事業の概要.....	- 12 -
(3)事業の実施内容.....	- 13 -
3 地域づくり事業.....	- 14 -
(1)目的.....	- 14 -
(2)事業の概要.....	- 15 -
(3)事業の実施内容.....	- 22 -
4 アウトリーチ等事業.....	- 25 -
(1)目的.....	- 25 -
(2)基本的な考え方.....	- 25 -
(3)支援者.....	- 25 -
(4)支援フロー.....	- 25 -
(5)支援対象者.....	- 27 -

(6)支援対象者の把握方法.....	- 28 -
(7)事業の実施内容.....	- 29 -
5 参加支援事業.....	- 30 -
(1)目的.....	- 30 -
(2)支援者.....	- 30 -
(3)支援対象者.....	- 30 -
(4)支援内容	- 31 -
(5)支援フロー.....	- 33 -
(6)事業の実施内容.....	- 35 -
6 多機関協働事業.....	- 36 -
(1)目的.....	- 36 -
(2)基本的な役割.....	- 38 -
(3)支援者.....	- 39 -
(4)支援対象者.....	- 39 -
(5)支援フロー.....	- 39 -
(6)事業の実施内容.....	- 41 -
ア 推進体制.....	- 41 -
第6 支援会議・重層的支援会議.....	- 43 -
1 支援対象者ごとの会議体.....	- 43 -
2 支援会議.....	- 43 -
(1)設置目的.....	- 43 -
(2)位置付け.....	- 44 -
(3)構成員.....	- 45 -
(4)所掌事項.....	- 45 -
3 重層的支援会議.....	- 45 -
(1)重層的支援会議とは何か.....	- 45 -
(2)設置目的.....	- 47 -
(3)位置付け.....	- 47 -
(4)構成員.....	- 47 -
(5)所掌事項.....	- 48 -
第7 事業実施計画.....	- 49 -
第8 計画の推進に向けて.....	- 51 -
1 市民福祉推進委員会による進捗状況の管理.....	- 51 -
2 計画の評価方法.....	- 51 -
第9 資料.....	- 52 -

1 重層的支援事業の対象事業の事業内容の詳細.....	- 52 -
(1)包括的相談支援事業.....	- 52 -
(2)参加支援事業.....	- 57 -
(3)地域づくり事業.....	- 58 -
(4)アウトリーチ等事業.....	- 69 -
(5)多機関協働事業.....	- 70 -
2 重層的支援体制整備事業で使用する帳票類.....	- 71 -
(1)つなぐシート.....	- 71 -
(2)多機関協働事業用帳票.....	- 73 -
(4)アウトリーチ等事業用帳票.....	- 84 -

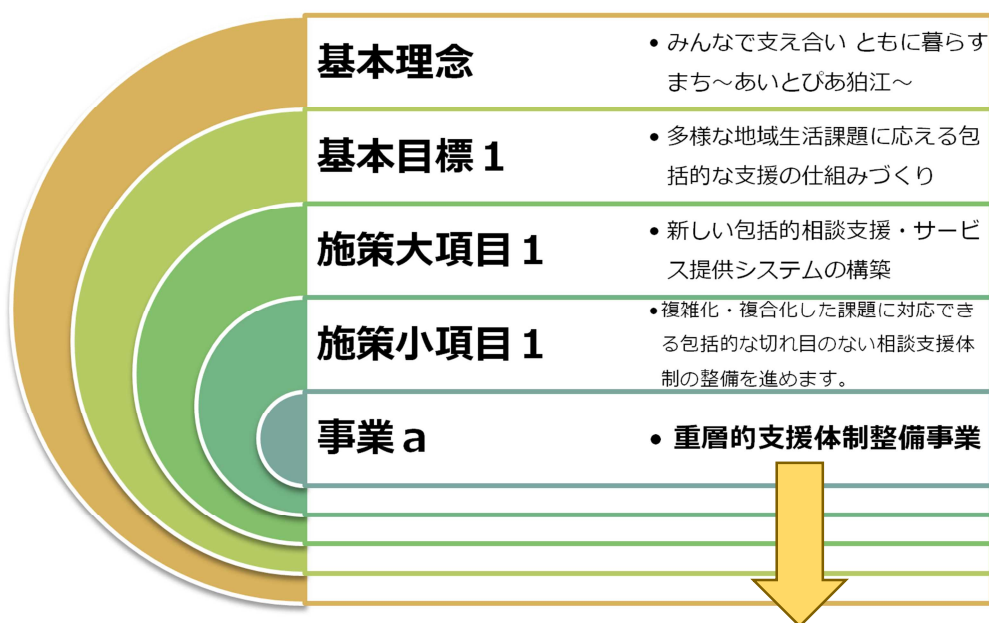
第1 計画の位置付け

1 地域福祉計画上の位置付け

狛江市第4次地域福祉計画(以下「地域福祉計画」といいます。)では、福祉・健康に関わる対象者別計画の上位計画として対象者別計画をつなぎ、各施策が地域で円滑に推進されるよう、共通して取り組むべき事項を定めるとともに、市民、自治会・町会等の地域組織、狛江市社会福祉協議会、企業、行政等が協力して、地域福祉を推進していく指針を定めています。

地域福祉計画では、重層的支援体制整備事業を次図のように位置付けています。

【図1】地域福祉計画における重層的支援体制整備事業の位置付け



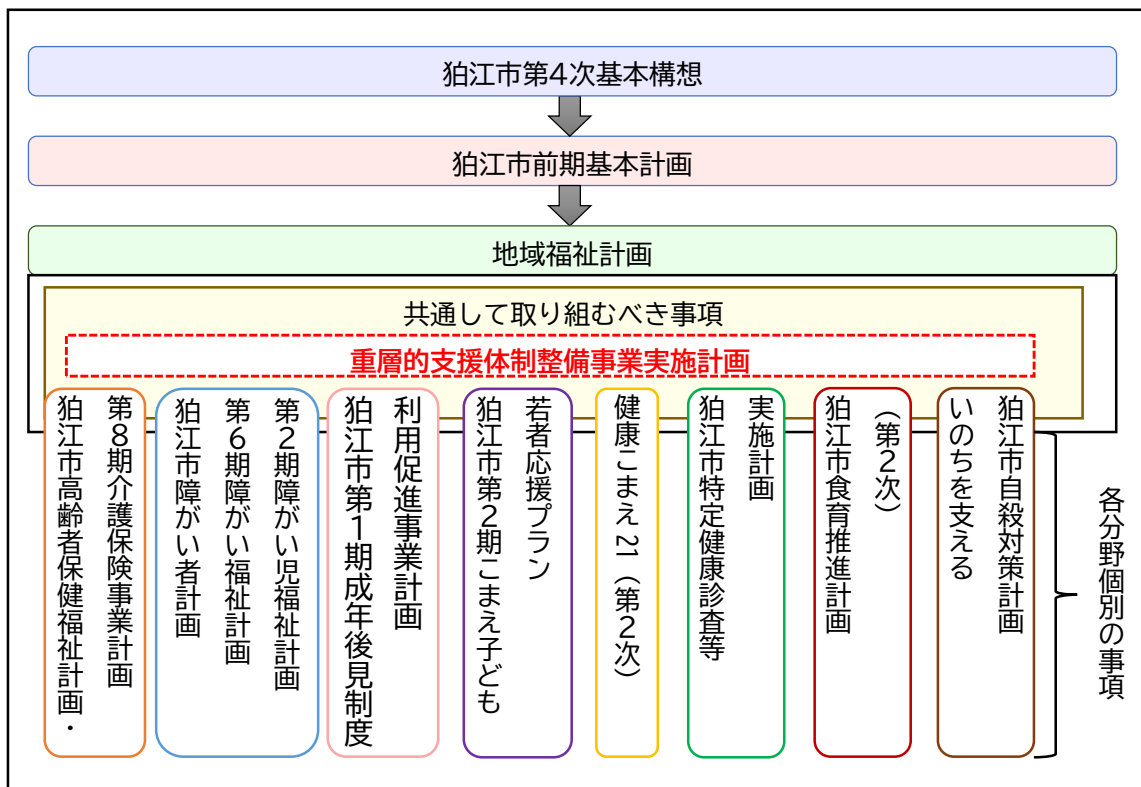
事業	a 重層的支援体制整備事業の実施に向けて、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連携して複雑化・複合化した課題を解決するための包括的相談支援体制を整備します。		
将来像 ¹⁴	○ 既存の相談支援の取組みを活かしつつ、重層的支援体制整備事業の実施により、市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制が構築されている。		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
	重層的支援体制整備事業実施に向けた庁内関係部署、関係機関等との調整並びに地域共生社会推進会議及び市民福祉推進委員会での検討	重層的支援体制整備事業の実施	継続
	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律を踏まえた福祉基本条例の一部改正	改正福祉基本条例の施行	-
	高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 基本目標4-(2) (P126) 参照		
	障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 基本目標2-(1) ①a (P220) 参照		

この計画は、地域福祉計画で位置付けられた重層的支援体制整備事業の具体的な事業実施内容を定めるものです。

2 計画体系上の位置付け

この計画は、次図のように地域福祉計画の下位計画に位置付けられるとともに、同様に地域福祉計画の下位計画として位置付けられた対象者別計画において定められた事項と整合を図ったものです。

【図2】計画体系上の位置付け



第2 計画期間

本計画の計画期間は、次図のとおり令和4(2022)年度及び令和5(2023)年度の2年間とします。

なお、(仮称)狛江市第2次重層的支援体制整備事業実施計画は、(仮称)狛江市第5次地域福祉計画と一体的に策定することを予定しているため、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間とすることを予定しております。

【図3】計画期間

	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
地域福祉計画	第4次		第5次					
重層的支援体制整備事業実施計画	第1次		第2次					

第3 重層的支援体制整備事業とは？

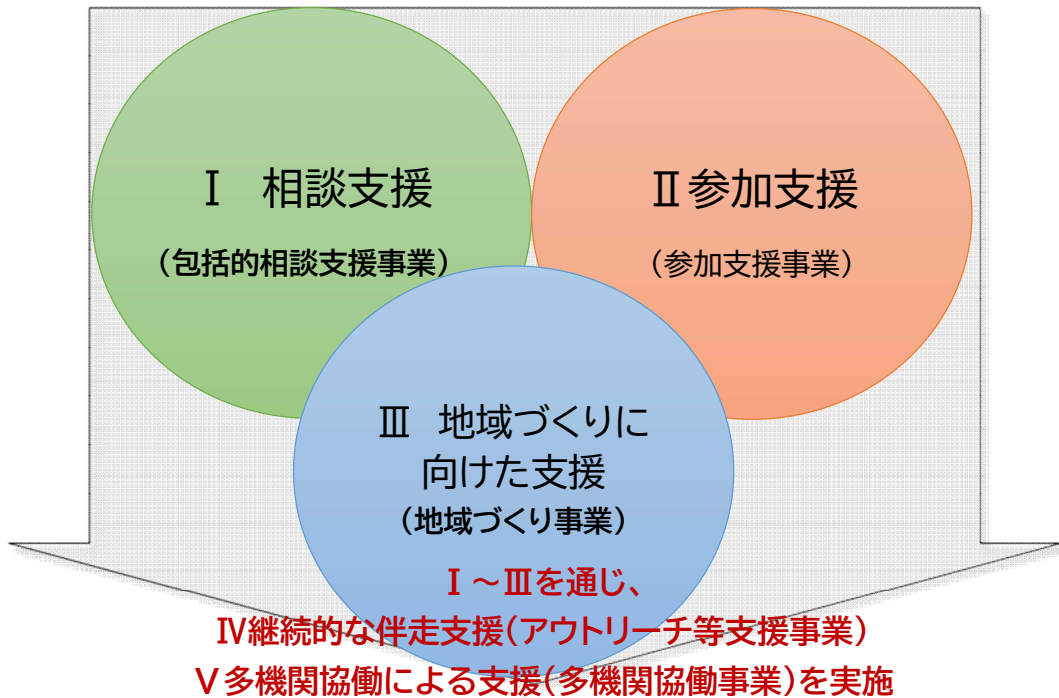
ポイント

重層的支援体制整備事業は、①支援、②つなぎ、③出会いの3つの重層化を図ることにより、支援体制の整備を図る事業です。

1 支援の重層化

- 「重層的支援」の1つ目の意味は、支援の重層化です。
- I 包括的相談支援、II 参加支援及びIII 地域づくり支援の3つの支援について、それぞれが連携し、一体的に実施をすることです。その際、3つの支援において、IV 継続的な伴走支援及びV 多機関協働による支援を実施します。(図4-1)

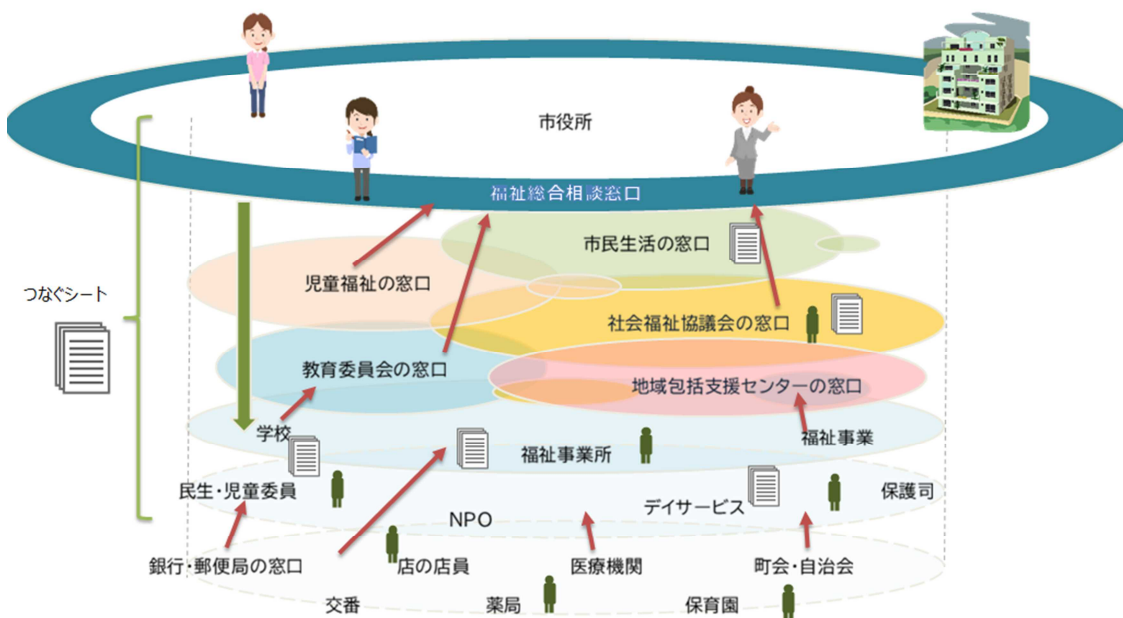
【図4-1】支援の重層化



2 つなぎの重層化

- 「重層的支援」の2つ目の意味は、つなぎの重層化です。
- 市役所には福祉総合相談窓口以外に市民に対応する様々な窓口があります。市役所以外の社会福祉協議会、地域包括支援センター、デイサービス、保育所等福祉関係の民間事業所、病院、医院、診療所、薬局等の医療関係、郵便局、金融機関等の民間事業所の窓口、市民活動支援センターの窓口等には様々な相談が市民から寄せられます。また、このような窓口がない場合でも、町会・自治会の役員、民生委員・児童委員、保護司、ボランティア団体の職員、地域の商店、企業の職員、交番、駅員、バス・タクシーの運転手等は、市民と接する機会、相談を受ける機会があります。
- このような機会が複雑化・複合化した生活課題を抱えた市民、その世帯に対して支援を届ける重要な機会となります。このような機会に何か気付いたことがあった場合には、つなぐシート(第9(1)参照)等を活用することにより、つなぎの重層化を図ります。
- つなぎの重層化が図られることにより、初めて複雑化・複合化した課題を抱えた市民、その世帯に支援を届けることができます。
- 法では、このつなぎの重層化を福祉関係の相談窓口限定していますが、市では、狛江市福祉基本条例で包括的支援体制の構築を住宅、教育、コミュニティ関係部署等に拡大していること、複雑化・複合化した生活課題を解決するためには、庁内だけでなく、市内の様々な窓口を展開する必要があることから、対象範囲を拡大して実施します。

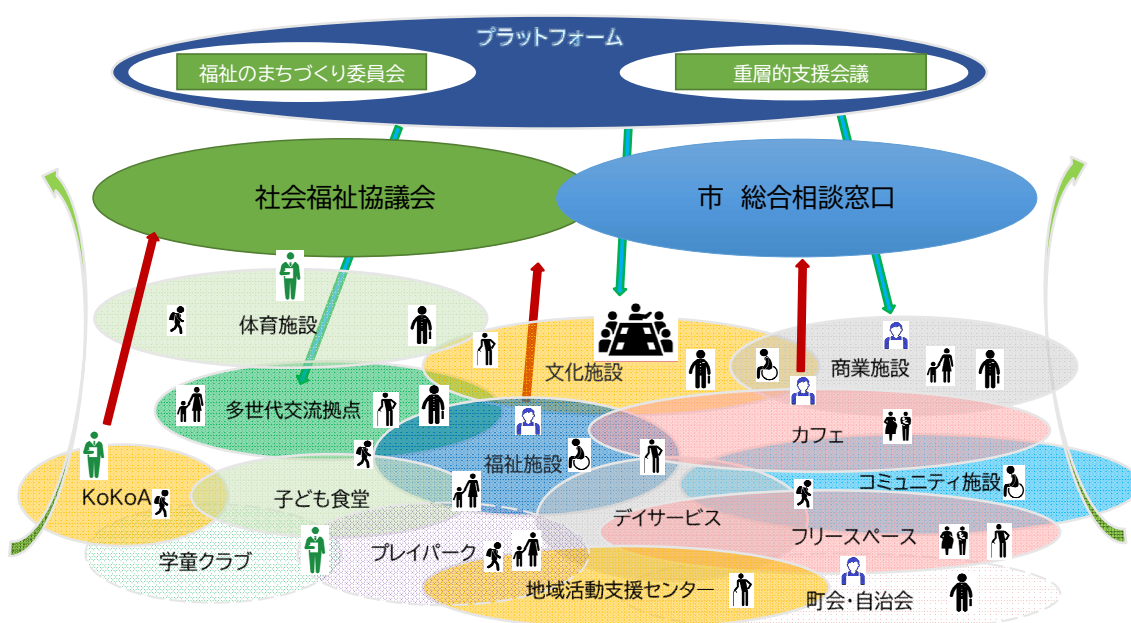
【図4-2】つなぎの重層化



3 出会いの重層化

- 「重層的支援」の3つ目の意味は、出会いの重層化です。
- 市内には、市民同士が交流できる場が存在します。公共施設では、あいとぴあセンター、児童館、KoKoA(放課後子ども教室)、学童クラブ、プレイパークなどの福祉施設、子育て・教育複合施設ひだまりセンター、地域センター、地区センターなどのコミュニティ施設、市民グランド、市民総合体育館、市民プール、テニスコートなどの体育施設、公民館、図書館、エコルマホール、古民家園などの文化施設等があります。民間施設では、デイサービス事業所が実施する介護予防教室、障がい福祉事業所が実施する地域活動支援センターなどの福祉サービスにおける活動の場、社会福祉協議会が実施している福祉カレッジ等の学びの場、学習フリースペース、町会・自治会の集まり、カフェ・レストラン等の店舗、商業施設のフリースペース、子ども食堂、よしこさん家、野川のえんがわ こまち等の多世代交流拠点があります。
- このような場で、人と人が出会い、様々な出会いが重なり合うことにより、多様なつながり、関係性や支援の重なり合いを生み、このような重なり合いが地域におけるセーフティネットとして機能するとともに、多様なプラットフォームを構築することにより、活力のあるまちづくりを進め、包括的な支援体制を構築します。

【図4-3】出会いの重層化



- 様々なプラットフォームでの「出会い」が相談窓口につながるだけでなく、相談窓口から様々なプラットフォームにつながることで地域の活力を高めます。各プラットフォームにキーマンがいることで「出会い」がより深化していきます。

第4 重層的支援体制整備事業を実施する意義

ポイント

重層的支援体制整備事業は、制度や仕組みの「支援のしづらさ」を少しでも改善し、「生きづらさ」を抱える人の生活を支援していこうとする事業です。

1 実施の背景

- 近年、地域や家族などの共同体としての「つながり」が弱体化していく中で、生活課題を抱えながらも相談する相手がなく、また制度の狭間で孤立してしまい、「生きづらさ」を感じている人が増えています。家族構造の変化と多様化により、生活課題も複雑化や複合化が進んでおり、単一の専門分野の制度利用や支援だけでは、十分に生活課題に対応できないケースも増加しています。
- 複雑化・複合化した課題を抱えた世帯は、地域の中で孤立するだけでなく、社会の制度にもうまくつながらず、状況が悪化してしまったり、解決の糸口が見つからないまま、さらに孤立を深め、世帯員の生活が成り立たなくなることもあります。このような世帯が増加した場合、社会的コストも高くなっていきます。

2 実施の方向性

- 地域で孤立して「生きづらさ」を感じている人や複雑化・複合化した課題を抱えた世帯に対して必要な支援を届けることは、行政や専門職だけで実現することはできません。地域の住民やボランティア団体、NPOだけでなく、地域の商店や学校、ご近所など、地域で生活する全ての人と人が多様な場で出会う機会を増やすこと、出会いの中で人と人とがつながり、つながる中で支援を必要としている人がいれば相談窓口につなぐことが重要です。
- 相談窓口では、多様な相談を必ず一旦受け止め、対応できない課題があれば適切な窓口につなぎ、複雑化・複合化した課題を抱えた世帯に対しては様々な相談窓口が連携して支援を行い、孤立して「生きづらさ」を感じている人に対してはその人の状況に応じた適切な支援をすることが重要です。

3 市の現状と課題

(1)現状

- 市では平成30年度から地域共生社会の実現に向けて、日常生活圏域ごとにコミュニティソーシャルワーカーを段階的に配置し、市内の多世代・多機能型交流拠点の支援等の地域支援、ひきこもり家族会の立上げ支援、地域住民同士が地域課題の解決を図る福祉のまちづくり委員会を設置するなどの新たな地域の仕組みづくりを行ってきました。また地域福祉に関わる市民等の育成を目的として福祉カレッジを

開催し、新たな地域福祉に関わる人材を輩出してまいりました。

- また、平成31年度から地域共生社会推進会議を設置し、関係部署間の連携体制を構築するとともに、福祉相談課相談支援係長及びコミュニティソーシャルワーカーを相談支援包括化推進員に任命することにより、複雑化・複合化した課題を解決するための多機関協働による支援体制の基礎を構築しました。また、令和2年度から各地域包括支援センターに精神保健福祉士を1人配置するなど人員体制の強化を図ってまいりました。

(2)課題

ア 出会いの重層化に向けた課題

- 地域センター・地区センター、児童館、プレイパーク、公民館等の公共施設の間ではその設置目的に応じて施設利用者に対して設置目的に応じた行政サービスが提供されていますが、施設利用者同士が出会い、つながる中で支援を必要としている人がいれば相談窓口につなぐという仕組みはありません。
 - 市内には多世代・多機能型交流拠点、子ども食堂など民間の新たな出会いの場が設置されるとともに、福祉事業者が福祉サービスの1つとして提供するデイサービス等の出会いの場、カフェ・ファミリーレストランなど商業施設における出会いの場がありますが、公共施設と同様につなぐための仕組みはありません。
 - また、多世代・多機能型交流拠点は2箇所のみであり、地域で生活する全ての人と人が多様な場で出会う機会を増やすためには、新たな出会いの場が設置される必要がありますが、新たな場のマッチング、整備、運営を含めた総合的な支援制度はありません。
 - コミュニティソーシャルワーカーは地域づくりのキーパーソンです。令和4年度から日常生活圏域ごとにコミュニティソーシャルワーカーが配置され、3人のコミュニティソーシャルワーカーが連携して地域づくりを行う人員体制が整いました。もっとも、地域づくりは地域住民と協働して行うものであり、そのための仕組み、いわゆるプラットフォームが必要です。市では福祉のまちづくり委員会を設置を進めていますが、未設置の圏域もあり、設置された地域でもその活動は始まったばかりで、地域のプラットフォームとしての役割を果たすまでに至っていません。地域のプラットフォームとしての役割を果たすための仕組みづくりが課題です。
 - 福祉カレッジで学んだ市民が地域において学んだことを実践する場を開拓するとともに、人材と実践の場とのマッチングシステムの構築も課題です。
- ### イ 支援の重層化及びつなぎの重層化に向けた課題
- 庁内では地域共生社会推進会議を設置いたしましたが、本会議体は政策・施策の方向性を協議する場であり、複雑化・複合化した課題を抱えた世帯の支援の方針を多機関で協働して協議をする会議体や、情報を共有する会議体は設置されてお

ん。

- 相談支援包括化推進員は、複雑化・複合化した課題を抱えた世帯に対し多機関で協働して相談支援を行うためのキーパーソンです。庁内では福祉相談課相談支援係長が相談支援包括化推進員を兼務していますが、兼務の中で相談支援包括化推進員としての役割を果たすことができるようにするためには、相談支援包括化推進員を支える庁内の支援体制を構築する必要があります。
- 併せて、相談支援包括化推進員がキーパーソンとして適切な判断をするための庁内における連携体制の構築、情報共有のシステム構築を図る必要があります。これらを構築するに当たっては、LoGo フォーム等を活用して「つなぐシート」等の帳票を電子化し、庁内のどの部署からも多機関協働の必要性を判断するための情報が相談支援包括化推進員に提供されるような体制を構築する必要があります。
- また、複雑化・複合化した課題に対応するためには、これらの情報を蓄積し、評価分析を行い、福祉専門職同士が課題を共有し、チームで支援が可能となるような情報の活用方法についてもシステム構築に当たり検討する必要があります。

4 第1次実施計画の目標及び将来像

(1) 第1次実施計画の目標

重層的支援体制整備事業の基盤となる地域資源・行政資源を活用して、①支援、②つなぎ、③出会いの3つの重層化を図るための仕組みづくり、体制整備を行います。

(2) 将来像

第1次実施計画で構築した仕組み、体制を踏まえて、①支援、②つなぎ、③出会いの3つの重層化を図ることにより、既存の支援機関や専門職の「支援しづらさ」を少しでも改善し、地域の支援力の限界点を引き上げ、「生きづらさ」を抱える市民の生活を効果的に支援します。

第5 重層的支援体制整備事業で実施する事業の概要

ポイント

重層的支援体制整備事業で実施する5つの事業

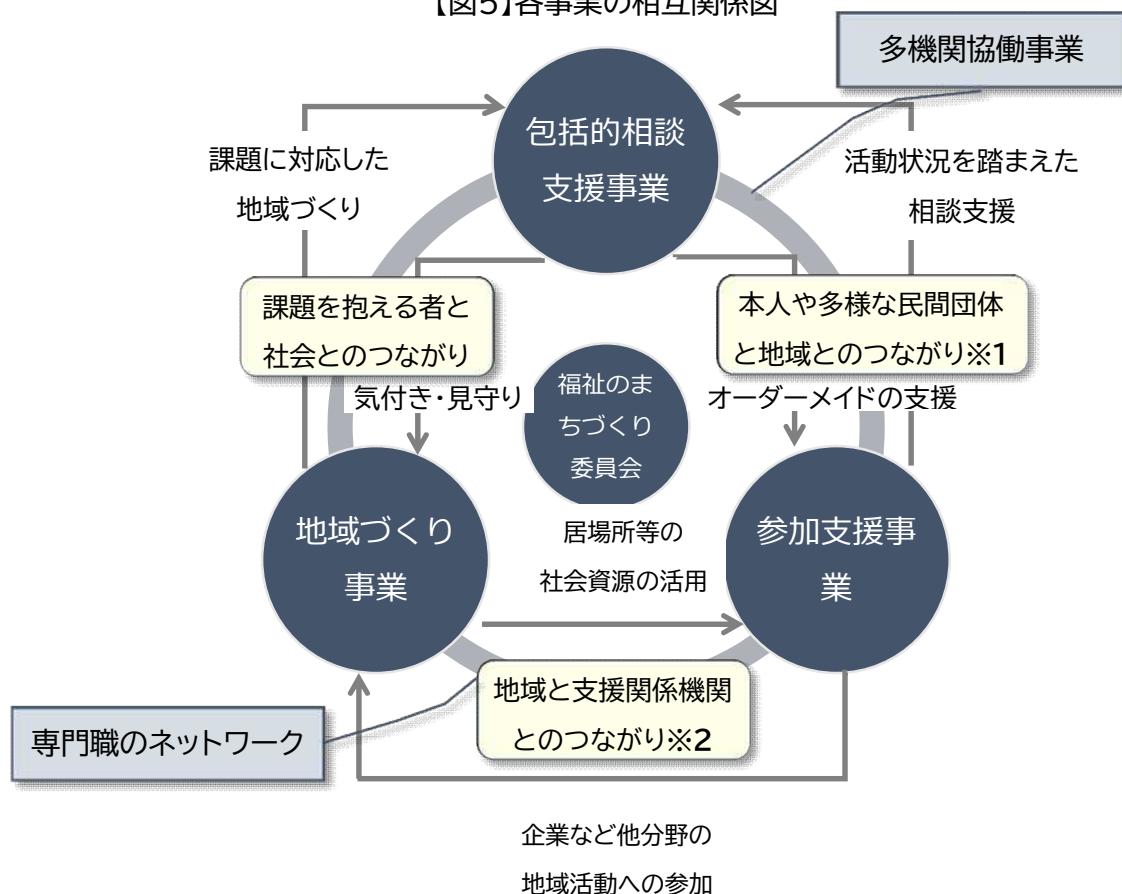
包括的相談支援事業・地域づくり事業・アウトリーチ等事業・

参加支援事業・多機関協働事業

(1)各事業の相互関係

- 包括的相談支援事業、参加支援事業及び地域づくり事業の3つの事業について、それぞれが連携し、一体的に実施されることで、次のような効果が期待されます。(図5)
- ・ 包括的相談支援事業で浮かび上がったニーズについて、参加支援事業を通じてオーダーメイドの社会参加のメニューが実現します。
- ・ 参加支援事業の活動を通じて把握される本人の状況を踏まえた包括的相談支援事業を行うなど支援の充実が図られます。
- ・ 地域づくり事業と参加支援事業の推進により、企業等も含めた多様な居場所や社会資源が開拓されます。
- ・ 地域づくり事業の推進により、地域で人と人との多様なつながりが作られ、一人ひとりが社会参加できる地域になるとともに、地域住民の気付きが生まれやすくなり、課題を抱える個人が包括的相談支援事業へ早期につながりやすくなります。

【図5】各事業の相互関係図



※1

- ・地域において、多様な居場所や役割を発揮する場が増加することにより社会参加の機会が広がる。
- ・民間企業等の経験や知識等を有する主体が、地域活動へ参加することにより、新たな社会資源等の創出につながる。

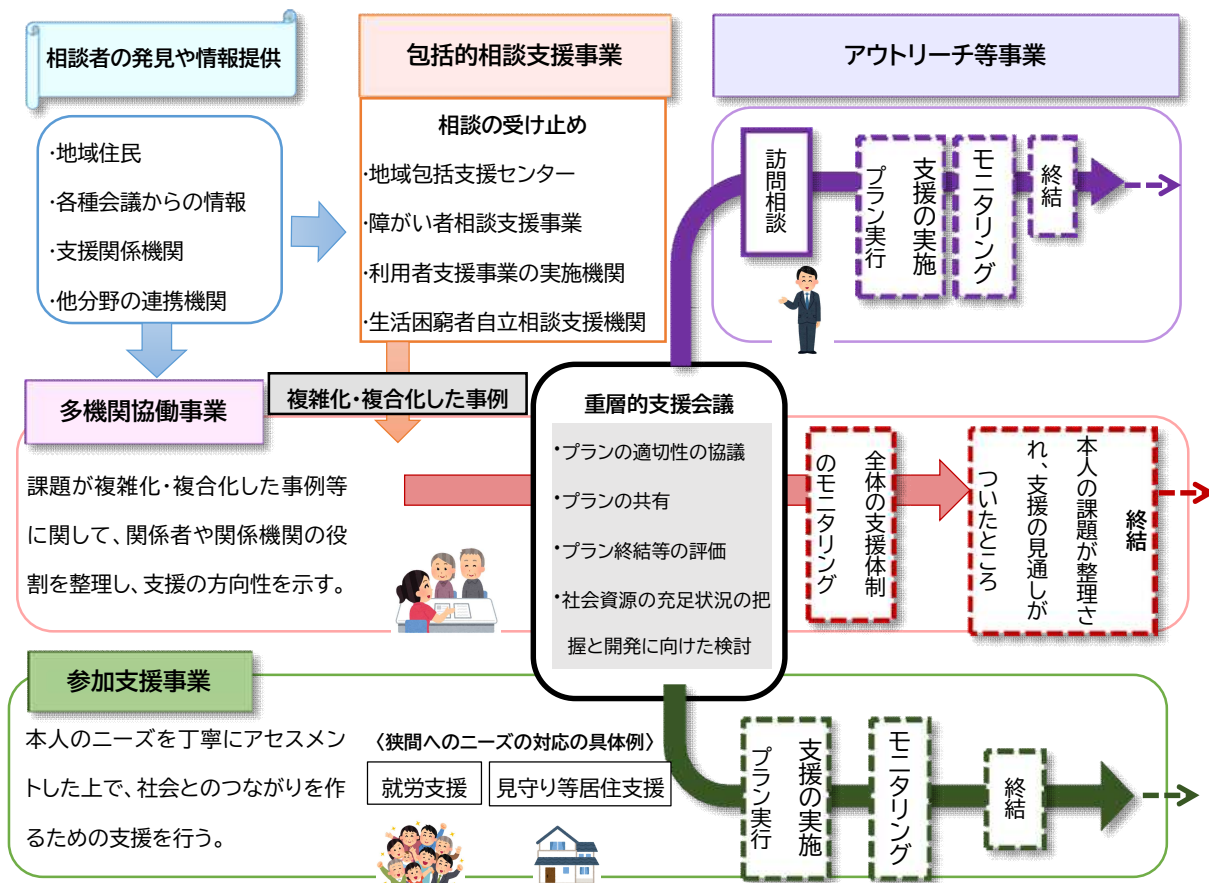
※2

- ・地域住民の地域活動等を通じて、地域において困りごとを抱えた人や、気になる世帯の情報を得られることにより早期の支援につながる。
- ・地域において「支え合い」の意識が醸成されることにより、災害発生時の支援体制の充実など地域課題への対応も図られる。

(2)重層的支援体制整備事業の支援フロー(概要)

- 包括的相談支援事業では、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止めます。
- 包括的相談支援事業で受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぎます。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し、重層的支援会議に諮ります。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間での方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークを作ることを目指します。
- 必要に応じて、アウトリーチ等事業や参加支援事業につないでいきます。(図6)

【図6】重層的支援体制整備事業の支援フロー¹²



¹モニタリングとは、プランに沿って提供されている支援が、利用者や家族等のニーズに合っているか確認することをいう。

²アセスメントとは、対象者の解決すべき生活課題等を把握するために、様々な情報を収集・分析することをいう。

2 包括的相談支援事業

(1)目的

包括的相談支援事業は、介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援事業を一体として実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題を解きほぐし整理を行うこと。

(2)事業の概要

表1に掲げる既存の相談支援事業が対象事業となります。

【表1】既存の相談支援事業

対象者	対象事業		担当課
生活困窮者	自立相談支援事業		福祉相談課
高齢者	地域包括支援センターの相談支援事業		高齢障がい課
障がい者	障がい者相談支援事業		高齢障がい課
子ども	利用者 支援事 業	基本型 子ども家庭支援センターの相談支援事業	子ども発達支援課
		特定型 保育サービスコーディネーター ³ による相談支援事業	子ども政策課
		母子保健型 妊婦面談事業(ゆりかご狛江)	健康推進課

コラム① 相談支援

- 本事業では新たな専門分野の相談窓口を設置することは想定していません。既存の相談支援体制(相談窓口)の継続が基本となります。
 - その上で、本事業の多機関協働事業を通じ、重層的支援会議を設置し、参加支援やアウトリーチを強化し、既存の相談窓口のバックアップ機能を充実させ、各相談窓口の潜在的な対応力の向上を図ることが重要です。
 - 本事業の実施に当たっては、生活課題を抱えた人や世帯が地域の適切な専門職に相談できるような地域環境を作っていくことを含め、地域の人と人との継続的なつながりが重要です。
- 包括的な相談の受け止め
 - ・ 支援者は、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず相談を受け止めます。

³子育て中の保護者に対して、教育・保育施設の案内や、保育サービス・支援に関する情報を提供し、また、市内関係機関との連絡調整などを行う専門スタッフのことをいう。

- ・ 当該支援者のみでは解決が難しい場合は、他の機関と連携して対応するほか、適切な機関につなげます。
- 包括的相談支援事業から多機関協働事業へのつなぎ
 - ・ 多機関協働事業へのつなぎ
複合化・複雑化した支援ニーズを抱えているため、支援関係機関の役割分担を整理する必要のある事例等について多機関協働事業実施者に支援を依頼します。
 - ・ 重層的支援会議への参加
多機関協働事業実施者が開催する重層的支援会議には原則として参加します。
 - ・ 多機関協働事業との連携
多機関協働事業実施者が支援に当たっている場合、連携して支援に当たります。
 - ・ 多機関協働事業からのつなぎ戻し
支援関係機関間の役割分担等が定まった場合、包括的相談支援事業を含む適切な支援につなげます。

(3)事業の実施内容

表1に記載した相談支援事業を効果的に実施するために、次の事業を実施又はその検討をします。

ア 相談支援推進員・相談支援サポーター制度の創設

(ア)相談支援推進員

- 包括的相談支援事業の対象事業を実施している課の事業担当係長を相談支援推進員に任命します。
- 包括的相談支援事業の対象事業を委託で実施している場合は、当該事業を受託している事業者の代表者(課長職相当の職員)も相談支援推進員に任命します。
- 相談支援推進員を支援会議の委員に任命します。
- 相談支援推進員は、包括的相談支援事業用シート登録システムに登録された情報を閲覧することができます。
- 包括的相談支援事業の対象事業以外で市で相談支援事業を実施している場合(例:消費生活センター)は、事業担当課と調整を行い、調整が整った段階で事業担当係長、当該事業を受託している事業者の代表者を(仮称)相談支援推進員に任命することができます。

(イ)相談支援サポーター

- 包括的相談支援事業の対象事業を直営で実施している場合は、当該事業の担当ケースワーカーを相談支援サポーターに任命します。
- 包括的相談支援事業の対象事業を委託で実施している場合は、当該事業を受託している事業者の担当ケースワーカーを相談支援サポーターに委嘱します。
- 相談支援サポーターは、包括的相談支援事業用シートの入力を行います。

- 包括的相談支援事業の対象事業以外で市で相談支援事業を実施している場合は、事業担当課と調整を行い、調整が整った段階で担当ケースワーカーを相談支援サポーターに任命又は委嘱することができます。
- 市以外で民間で相談支援事業を実施している場合(例:居宅介護事業所)には、当該事業所と個人情報の保護に関する協定を締結した上で、当該事業所の福祉専門職を相談支援サポーターに委嘱することができます。
- イ 包括的相談支援事業用シート登録システムを活用した情報共有制度の構築
 - 包括的相談支援事業用シートとして第9(2)の多機関協働事業用帳票を使用します。市ではこのシートを法で定められた相談支援の窓口においても使用するものとします。
 - 相談支援の窓口では、複雑化・複合化した課題について相談を受け付けた際に包括的相談支援事業用シートを作成します。
 - LoGo フォームによる包括的相談支援事業用シート登録システムを構築し、ブラウザ上の包括的相談支援事業用シート入力フォームから入力できるようにします。
 - 相談支援サポーターに包括的相談支援事業用シート登録システムの URL 及び QR コードの情報を提供します。
 - 相談支援サポーターは PC、スマートフォン端末で入力することにより、相談支援機関との情報共有を行います。
 - 紙ベースの情報共有も併用し、相談支援機関に提供された情報は包括的相談支援事業用シート登録システムに登録することにより情報共有を行います。
 - 情報共有に当たっては、共有する情報の内容・目的に応じて LINE WORKS の活用も検討します。
- ウ 基幹相談支援センターの設置
 - 障がい者相談支援事業として基幹相談支援センターによる相談支援事業を令和5年度から実施します。

3 地域づくり事業

(1)目的

- 地域づくり事業は、介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うこと。
- 地域における資源の開発やネットワークの構築、支援のニーズと取組のマッチング⁴等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行うこと。

⁴複数のデータをつき合わせて照合することをいう。ここでは支援のニーズ(需要)と取組(供給)をつき合わせている。

コラム② 地域づくり

- ① 地域づくりでは、行政が「つくる」のではなく、既に地域の中にあるもの、地域の中で動き出しているものが多数ある中で、話し合いのプラットフォームづくり(コラム④参照)、側面的な支援や、ちょっとだけ背中を押すような支援を重ねることをイメージすることが大切です。地域の中で意欲のある人やニーズのあるところにピンポイントで支援していくようなイメージです。
- ② 高齢者福祉分野では、生活支援体制整備事業や介護予防・日常生活支援総合事業を通じて、障がい者福祉分野では、地域活動支援センター事業を通じて、児童福祉分野では、地域子育て支援拠点事業を通じて、「通いの場」づくりが行われてきました。
- ③ 本事業では、こうした各分野の地域づくりの取組を1つにまとめるようなことは想定していません。各分野別の地域づくりは、本事業の開始によって大きく変更を迫られるものではありません。これまでどおりの取組方針に基づき地域づくりを進めてください。
- ④ 本事業では、新しいタイプの居場所を作り、これを地域全体に広げるような取組も目的にしていません。多様な地域住民の関わる地域づくりである以上、その活動は多層的であるべきです。
- ⑤ 本事業では、これまで福祉の世界とあまり関わりのなかった住民に参加してもらえようようなプラットフォームづくりをしていくことが大切です。

(2)事業の概要

ア 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備

(ア)基本的な考え方

- 血縁、地縁、社縁といった共同体機能が脆弱化する中、人と人、人と地域がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整え、緩やかなつながりによる見守りなどのセーフティネット⁵の充実を図っていく必要があります。
- 既存制度に基づく拠点を包括化する事業(表2)です。各制度の基準を満たす場において、各制度が対象としている高齢者・障がい者・子育て中の親子・生活困窮者の居場所を確保した上で、全ての住民を対象として地域における交流や居場所の確保を進めていきます。

⁵日常生活を支える安全網のことをいう。

【表2】包括化の対象事業

対象者	対象事業	担当課
生活困窮者	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	福祉カレッジ 福祉のまちづくり委員会 福祉政策課
	一般介護予防事業	高齡障がい課 健康推進課
高齡者	生活支援体制整備事業	高齡障がい課
	地域活動支援センター事業	I型 III型 高齡障がい課
子ども	地域子育て支援拠点事業	子育てひろば(子ども家庭支援センター) 子ども発達支援課
	事業	ファミリーサポートセンター
		児童館・小学生クラブ 児童育成課

(イ)支援の展開

○ 既存の拠点等の利活用

- ・ 個別の拠点単位で見ると、地域の支援ニーズや各拠点の問題意識に合わせて、**各個別制度では直接に対象としていない者も利用できる多世代・多属性の場として運営**することも可能です。

※個々の拠点内の空間・時間で区分する(部屋を使い分ける・スペースを区切る、日・時間帯を分ける等)などの工夫により、既存制度による対象者別の場の長を保持しつつ、多機能化する方法も考えられます。)

- ・ **市全体で、全ての住民を対象として居場所や住民参加の場が提供**されることを目指します。

※市内には、従前どおりの特定の属性や世代に特化したかたちを維持する拠点と、新たな事業を契機として多世代・多属性に対する支援を実施するものなどが混在することを想定しています。

○ 新たな場の確保

- ・ 空家を活用した居場所の整備することも可能です。
- ・ 民間のカフェやフリースペースなどの経営主体と連携協定を締結するなど柔軟な創意工夫により、既存の場が持つ役割を拡張するといった手法についても検討することも可能です。

イ 個別の活動や人のコーディネート

(ア)基本的な考え方(コミュニティソーシャルワーカー⁶(CSW)に求められる役割)

⁶公的なサービスや地域の支援だけでは解決しきれないニーズや福祉課題を受け止め、地域住民や関係機関・団体等と連携・協力しながら解決していく調整役のことをいう。

- 地域住民の創意と主体性を支えつつ、「人と人」、「人と社会資源」をつなぎ、顔の見える関係性が地域で生まれるよう促していきます。
- 地域の課題の掘り起こしや困りごとの解決に直結する福祉的な活動だけでなく、楽しそう、面白そうといった興味・関心から地域におけるつながりが生まれる場や取組にも着目した環境整備が図れるよう、これまではつながりが薄かった異なる分野の取組と積極的なつながりを持つことも重要です。
- 地域の中には多様な活動や選択肢が存在していることが重要であり、地域づくり事業の展開において既存の地域住民による取組の継続を妨げることがないように留意する必要があります。

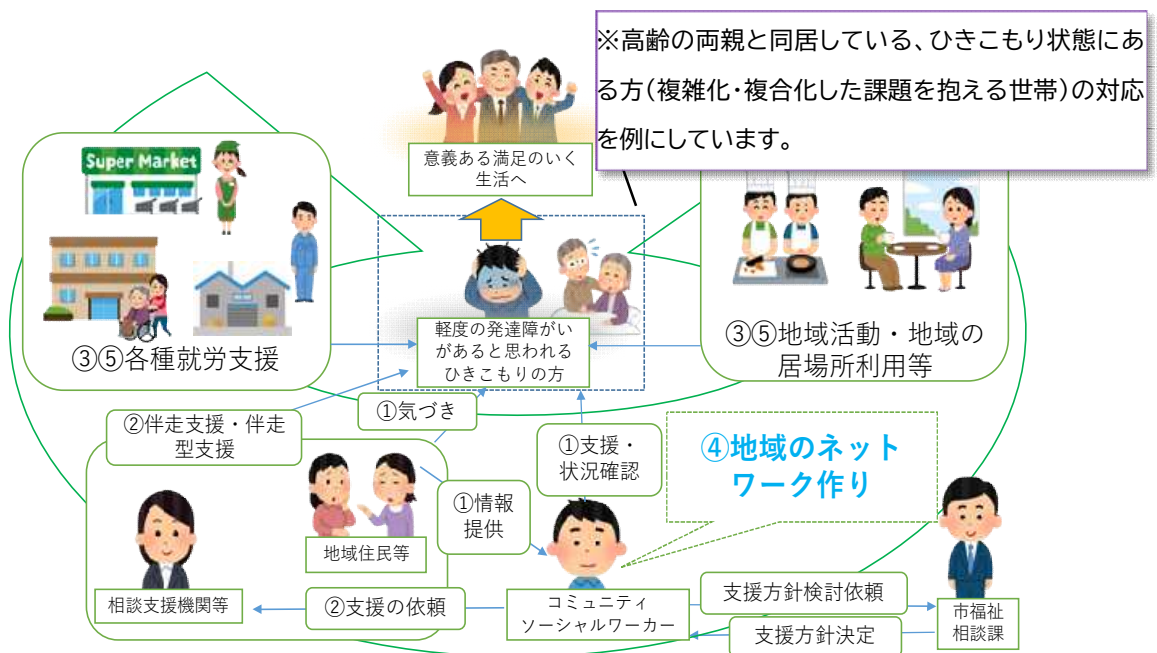
コラム③ 地域共生社会と地域を基盤としたソーシャルワーク

- ソーシャルワークとは、社会的援助のことです。人々が生活していく上での問題を解決なり緩和することで、質の高い生活を支援し、個人の状態を良好に高めることを目指していくことです。地域共生社会の実現のためには、ソーシャルワークを地域の基盤として発揮することが大切です。
- 地域を基盤としたソーシャルワークの機能は、次の5つのまとめられます。
 - ①アウトリーチ機能(支援機関につながっていない人の情報を地域から得る機能等)
 - ②伴走支援・伴走型支援(コラム⑦参照)の機能(専門職、さらには地域住民も一緒に、悩みを抱えた人に寄り添っていく機能等)
 - ③リカバリー機能(専門職と地域が協力して、困難なライフイベント(疾病・障がい、離別、失業等)を抱える人の生活を、意義ある満足のいく生活に立て直す機能)
 - ④地域のネットワークづくり機能(専門職間、さらには地域住民もつながったネットワークをつくる機能)
 - ⑤参加支援機能(社会から孤立した人等を就労のみならず、地域活動などの参加等につなげていく機能) 等
- 高齢の両親と同居している、ひきこもり状態にある方の対応を例にした、地域を基盤としたソーシャルワーク機能のイメージは、次のとおりです。(図7)
- このイメージ図のとおり、ソーシャルワークを実践する者は、コミュニティソーシャルワーカーだけではなく、専門職全員です。

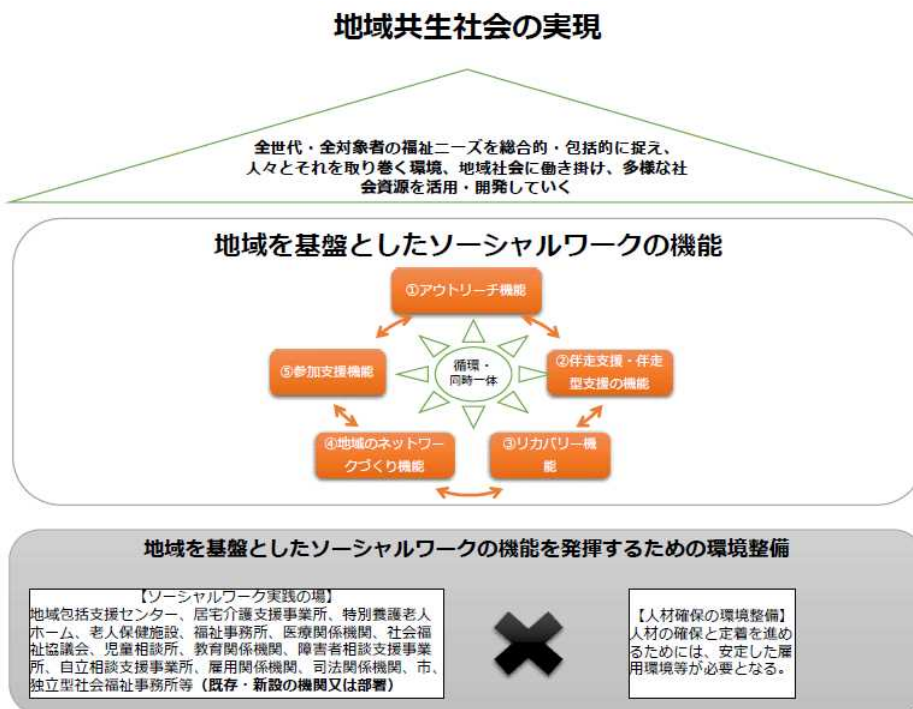
コラム③ 地域共生社会と地域を基盤としたソーシャルワーク(続き)

- 福祉・医療等の専門職が上記の地域を基盤としたソーシャルワーク機能を発揮することにより、全世代・全対象者の福祉ニーズを総合的・包括的に捉え、人々とそれを取り巻く環境、地域社会に働きかけ、地域住民・NPO・ボランティア団体による支援と協働して多様な社会資源を活用・開発していくことにより、地域共生社会を実現することができます。【図8】
- 社会福祉士の資格を有する専門職がソーシャルワーク機能を発揮するためには、当該機能を発揮するための実践の場の確保と社会福祉士の人材を確保するための環境整備が重要です。市、社協、支援関係事業者、地域住民は、連携・協働して環境整備を図る必要があります。

【図7】地域を基盤としたソーシャルワークの機能イメージ



【図8】地域共生社会と地域を基盤としたソーシャルワークとの関係



(イ) 支援の展開

- 地域において実施されている事業や活動を把握し、分野横断的な取組の展開を図ります。
- ・ 啓発活動等による機運の醸成に向けた取組や、地域住民が活動を開始し継続するための情報提供等のサポート体制の構築、対話の中から新たな気づきや展開が生まれる「場」づくりを支えていきます。（「場」については、必ずしも拠点を指すものではなく、イベント等のきっかけづくりなど多様な形態があり得ます。）
- ・ 現存する地域の活動や取組に関する情報を共有し、その価値を正当に評価する機会（発表会、表彰式等）を持つことが相互理解を深め、有用性や継続性を高めることにつながります。
- 各拠点での活動内容、対象とする利用者層を共有し、連携を強化することで市全体がチームとして適切な支援や活動が提供できる体制を整備します。その際、生活支援コーディネーター⁷など既存のコーディネート人材の活用も重要ですが、福祉カレッジの卒業生など新たなコーディネート人材の育成及び体制づくりが重要です。
- 既存の事業や活動等においてコーディネーター的な役割を担う人材同士がつながり、目的や機会を共有することにより、取組を発展させるようにします。

⁷高齢者の困りごと・地域資源の把握、不足するサービス・支援の創出、ボランティア等の担い手の発掘・養成、地域住民に対する活動の普及啓発等を行い、生活支援の基盤整備を行う者のことをいう。

ウ 多分野がつながるプラットフォームの展開

(ア)基本的な考え方

- ①多様な場、居場所づくりや、②地域活動等のコーディネートなど、地域づくりに向けたプロセスの活性化や発展のため、分野、領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む機会となるプラットフォームを形成します。
- 様々な関係者が、互いに強みを持ち寄り、互いの目指す方向性や社会資源を共有し学び合うことにより、それぞれの弱みを補い合うだけでなく、地域における活動の継続性を高め、既存の活動を活性化するようにします。
- こうした地域のプラットフォームは、多様な地域住民が関わる地域づくりであるため、多様であり、多層的であるべきです。単一のプラットフォームを作ることは想定していません。
- 地域のプラットフォームを構築する主体も、地域の状況に応じて、市が主導的に構築を進めるもの、地域住民が中心となって自律的に構築されているものや、民間企業による場づくりを含めて多様です。
- 本事業の実施に当たっては、これまで福祉の世界とあまり関りのなかった住民や事業者に参加していただけるようなプラットフォームづくりを目指すことが大切です。

コラム④ 地域のプラットフォームの例

- 市が主導的に構築を進めるプラットフォームとしては、令和4年度から整備を予定している南部地域の多世代・多機能型交流拠点が挙げられます。ここでは、相談窓口を設置し、地域住民の相談を包括的に受けるとともに、コミュニティソーシャルワーカーが拠点に常駐し、南部地域にアウトリーチすることにより、自らSOSを発信しない、発信できない地域住民の相談に応じ、相談の結果、明らかとなった地域生活課題を拠点を運営するメンバーや地域住民を構成員とする「福祉のまちづくり委員会」で共有し、課題解決に向けた検討を行い、支援を行います。
- 地域住民が中心となって自律的に構築されているプラットフォームとしては、「町会・自治会」が挙げられます。また、地域住民が中心となって運営されている様々な「居場所」もプラットフォームの1つです。
- 民間企業によるプラットフォームとしては、地域住民が気軽に相談できる窓口として狛江市社会福祉法人運営連絡会の会員法人に設置している「福祉なんでも相談」や福祉事業所が運営している「認知症カフェ」等が挙げられます。

コラム⑤ 地域のプラットフォームとして目指すべき方向性の例

- 令和3年度市民提案型市民協働事業「多世代交流の小さな拠点(まちの縁側)の整備に向けたアクションリサーチ」中間報告書(令和3年12月28日付け「多世代交流の小さな拠点(まちの縁側)の整備に向けたアクションリサーチ」におけるワーキンググループ。以下「中間報告書」といいます。)により示された、狛江市における多世代交流拠点の整備に向けた方向性の例が、「まちの縁側」づくりです。
- 中間報告書によれば、「まちの縁側」とは、「対象を限定せず、こどもから高齢者まで市民がいつでも気軽に集い、ゆるやかに出会いかかわり合うことのできる場であり、集いの場としての機能だけでなく、元気高齢者等の活躍の場や、福祉的な課題に市民の支え合いを通して取り組む等、多機能混在な小さなコミュニティである」と定義されています。
- 「まちの縁側」は、次の4つ構成要素からなるものとされています。
 - ① 年代や属性を問わず誰でも利用できる場であること。
 - ② 金銭を対価とせずあるいはごく低額で利用できる場であること。
 - ③ 目的外の来訪者にも積極的に開放された場であること。
 - ④ 来訪者にかかわる「人」が存在する場であること。
- 4つの構成要素を全て満たす「まちの縁側」と呼べる場として、「元和泉の「よしこさん家」や西野川の「野川のえんがわ こまち」、西河原公園の「狛江プレーパーク」など数か所のみというのが現状である」と報告しております。
- 報告書によれば、地域に「まちの縁側」を増やしていくことは決して難しいことではなく、主に2つのアプローチから「まちの縁側」づくりを進めていくものとしています。

(イ)プラットフォームに求められる役割

- フィールドワーク⁸による地域の人と資源の確認
 - ・ 地域づくりは、地域に「ある」ものを活かす視点が不可欠です。
 - ・ 地域住民や活動している団体等とフラットな関係を築く中で、地域の人や資源(人・場・活動・サービス・情報等)の現状を確認することが必要です。
 - ・ 既に住民のつながり、支え合いにつながる活動が行われている場合は、活動内容と

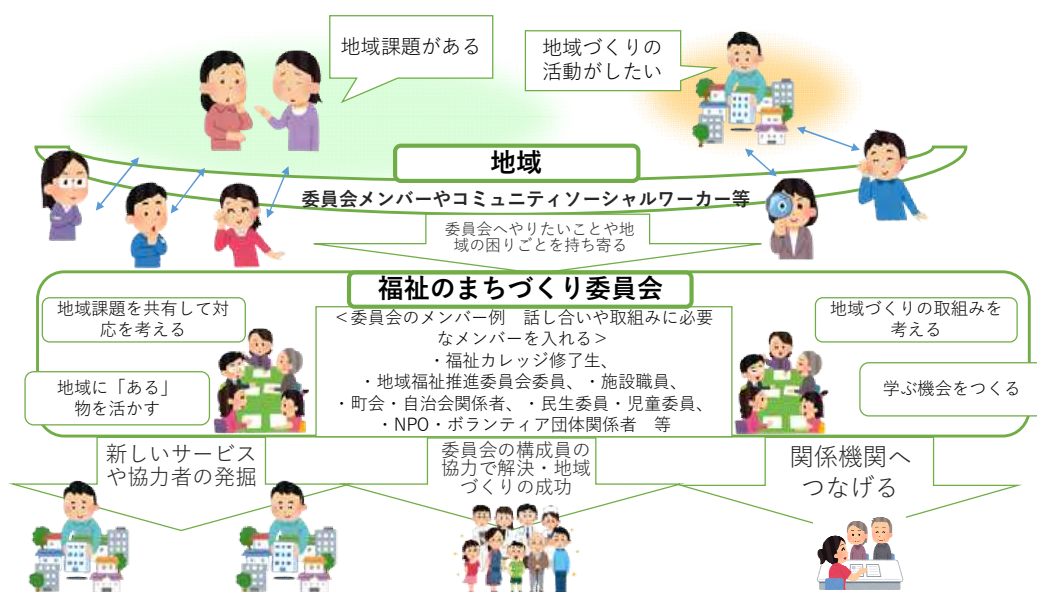
⁸地域に出て住民と触れ合い、関係性を築きながら地域の人や資源の現状を確認する活動のことをいう。

価値を共有し、学ぶ機会(例 住民を含む協議の場等)を設け、重要性・価値観を共有します。

※制度や事業等の特定の枠組みを当てはめようとするのではなく、現在の活動の形や問題意識を尊重することが重要です。

- 様々な分野が集い、関係性を深めるための場(プラットフォーム)の設定
- ・ 地域の多様な主体が情報交換や協議をすることができる機会を設定することにより、人、場、活動、サービス、情報等の地域の資源がつながり、活動の継続や発展を促すことにつながります。(図9)
- ・ 福祉分野に限らず、様々な分野の活動が出会い、新たな気付きを得て、アクションが起きやすい環境を整備するため、地域や暮らしを構成する幅広い関係者を橋渡しするようなコーディネートをする必要があります。

【図9】地域づくりのプラットフォームのイメージ(例:福祉のまちづくり委員会の場合)



(3)事業の実施内容

表2に記載した事業を効果的に実施するために次の事業を実施又はその検討をします。

ア つなぐシート

(ア)つなぐシート連絡員制度の創設

- 地域センター・地区センター、児童館、プレイパーク、公民館等の公共施設の職員をつなぐシート連絡員に任命します。
- 連絡員は施設利用者の中に支援を必要としている人がいた場合には、本人の同意を得た上で、本人とともにつなぐシートを作成し、情報を相談支援包括化推進員に情報提供します。

- 民間の新たな出会いの場においても、個人情報の保護に関する協定を締結した上で、つなぐシート連絡員を委嘱します。
- 連絡員が利用者や顧客の中に支援を必要としている人がいた場合には、本人の同意を得た上で、本人とともにつなぐシートを作成し、情報を相談支援包括化推進員に情報提供します。

(イ) つなぐシート登録システムを活用した情報共有制度の構築

- LoGo フォームによるつなぐシート登録システムを構築し、つなぐシート入力フォームから入力できるようにします。
- 連絡員につなぐシート登録システムの URL 及び QR コードの情報を提供します。
- 連絡員は PC、スマートフォン端末で入力することにより、相談支援機関との情報共有を行います。
- 紙ベースの情報共有も併用し、相談支援機関に提供された情報はつなぐシート登録システムに登録することにより情報共有を行います。
- 情報共有に当たっては、共有する情報の内容・目的に応じて LINE WORKS の活用も検討します。

イ 南部地域における多世代・多機能型交流拠点の整備・運営

- 令和4年度に南部地域に空家を活用した多世代・多機能型交流拠点を整備します。
- 令和4年度内にプレオープン、本格運営の開始を目指します。

ウ 新たな出会いの場の整備に向けた総合的な支援制度の検討

- 令和3年度市民協働事業「多世代交流の小さな拠点(まちの縁側)の整備に向けたアクションリサーチ」最終報告を踏まえ、新たな場のマッチング、整備、運営を含めた総合的な支援制度について、第5次地域福祉計画での事業化に向けて検討を行います。
- 検討に当たっては、アクションリサーチ事業で関係が構築された市内の様々な居場所のオーナーをメンバーとするネットワーク会議とも連携を図り、実効性のある制度を構築します。

エ 福祉のまちづくり委員会の地域のプラットフォーム化

(ア) 福祉のまちづくり委員会

- 令和4年度に福祉のまちづくり委員会を全ての日常生活圏域に設置します。
- 委員会の構成員
(例) 福祉カレッジ修了生、町会・自治会関係者、NPO、ボランティア団体関係者、地域福祉推進委員会委員、施設職員、民生委員・児童委員、避難所運営協議会の構成員、その他協議課題に応じて新たな委員を委嘱します。
- つなぐシート連絡員の兼務
構成員はつなぐシート連絡員を委嘱します。構成員は地域で支援を必要としている人がいた場合には、本人の同意を得た上で、本人とともにつなぐシートを作成し、情報

を相談支援包括化推進員に提供します。提供にはつなぐシート登録システムを活用します。

- 所掌事項
 - ①構成員による地域課題の共有
 - ②課題の対応の検討
 - ③課題解決に向けた取組の実施
 - ④住民懇談会の実施等
- 地域課題シートによる情報共有
課題の共有、検討の経緯、取組内容については地域課題シートを作成し、情報を相談支援機関に情報提供します。
- 地域課題シート登録システムを活用した情報共有制度の構築
 - ・ LoGo フォームによる地域課題シート登録システムを構築し、入力フォーム入力できるようにします。
 - ・ 任命又は委嘱された連絡員に(仮称)地域課題シート登録システムの URL 及び QR コードの情報を提供し、入力することにより、コミュニティソーシャルワーカー及び構成員との情報共有を行います。
- (イ)福祉のまちづくり協議会の設置
 - 令和4年度に福祉のまちづくり協議会を社会福祉協議会に設置します。
 - 協議会の構成員
(例)行政職員、民生委員・児童委員、市民活動支援センター職員、社会福祉協議会の職員、生活支援コーディネーター、地域活動者、その他協議課題に応じて新たな委員を委嘱します。
 - 所掌事項
 - ①委員会の活動報告
 - ②委員会で検討した地域課題に対する対応及び課題解決に向けた取組の検証
 - ③委員会では解決が困難な課題の整理
 - ④他の協議体等へのつなぎ
 - ⑤定期的な地域診断の実施
 - 地域課題シート登録システムを活用した情報共有
- オ 福祉カレッジ卒業生の実践の場の開拓とマッチングシステムの構築
 - 第1次実施計画期間内に福祉カレッジ卒業生の実践の場の開拓
 - 福祉カレッジ卒業生のマッチングシステムについて、第5次地域福祉計画での事業化に向けて調査研究・検討を行います。

4 アウトリーチ等事業

(1)目的

- 支援が届いていない人に支援を届けること。
- 各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見つけること。
- 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置くこと。

(2)基本的な考え方

- 長期にわたりひきこもり状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人に支援を届けるための事業です。
- 本事業において支援する事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であることを踏まえ、本人と関わるための信頼関係の構築や、つながりの形成に向けた支援を行います。

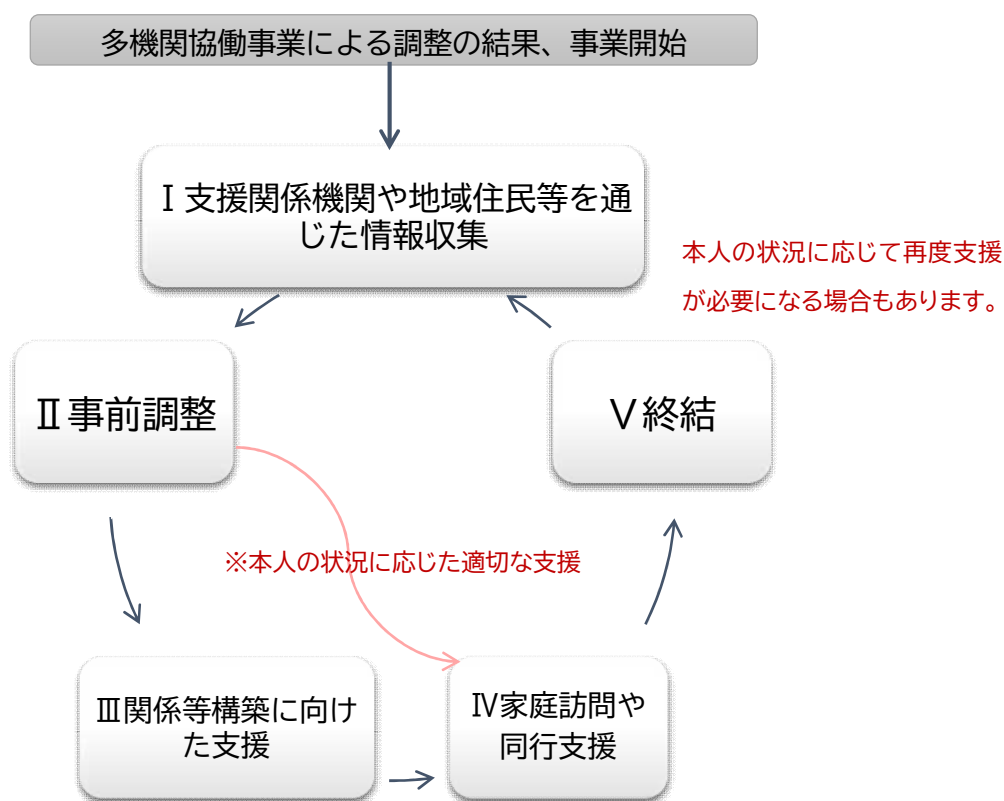
(3)支援者

- CSW が地域づくりとともに支援を行います。

(4)支援フロー

- アウトリーチ等事業では、次のようなフローで支援をします。(図10)

【図10】アウトリーチ等事業の支援フロー(概要)



I	支援関係機関や地域住民等を通じた情報収集	潜在的なニーズを早期に発見するために、支援関係機関や、地域住民と連携し、これらのつながりの中から相談や課題を抱えた人を把握します。
II	事前調整	本人に同意を得る前の支援として、支援関係機関等からの情報収集や、見守り等の支援のネットワークの構築、本人と関わるためのきっかけ等を入念に検討します。(※必要に応じて、構成員に守秘義務がかけられた支援会議にてプランを作成します。)
III	関係等構築に向けた支援	本人やその世帯とのつながりを形成するために、手紙を置いたり、メール、チャット等でのやりとり、支援等の情報提供するなどの継続的な対応を行います。
IV	家庭訪問や同行支援	本人と出会えた後も自宅から出ることが困難な者や他の相談支援機関等につながる事が困難な場合に、自宅の訪問や、必要な支援機関への同行支援など必要な支援を行います。
V	終結	本人にとって適切な支援関係機関や地域の関係者等につなぎ、それらの関係性が安定した段階で支援は終結します。

※ 支援のフローは原則として、I から V までの流れですが、本人の状況に応じた適切な支援が必要です。本人の状況によっては、事前調整の結果、IVの支援を行う場合もあります。

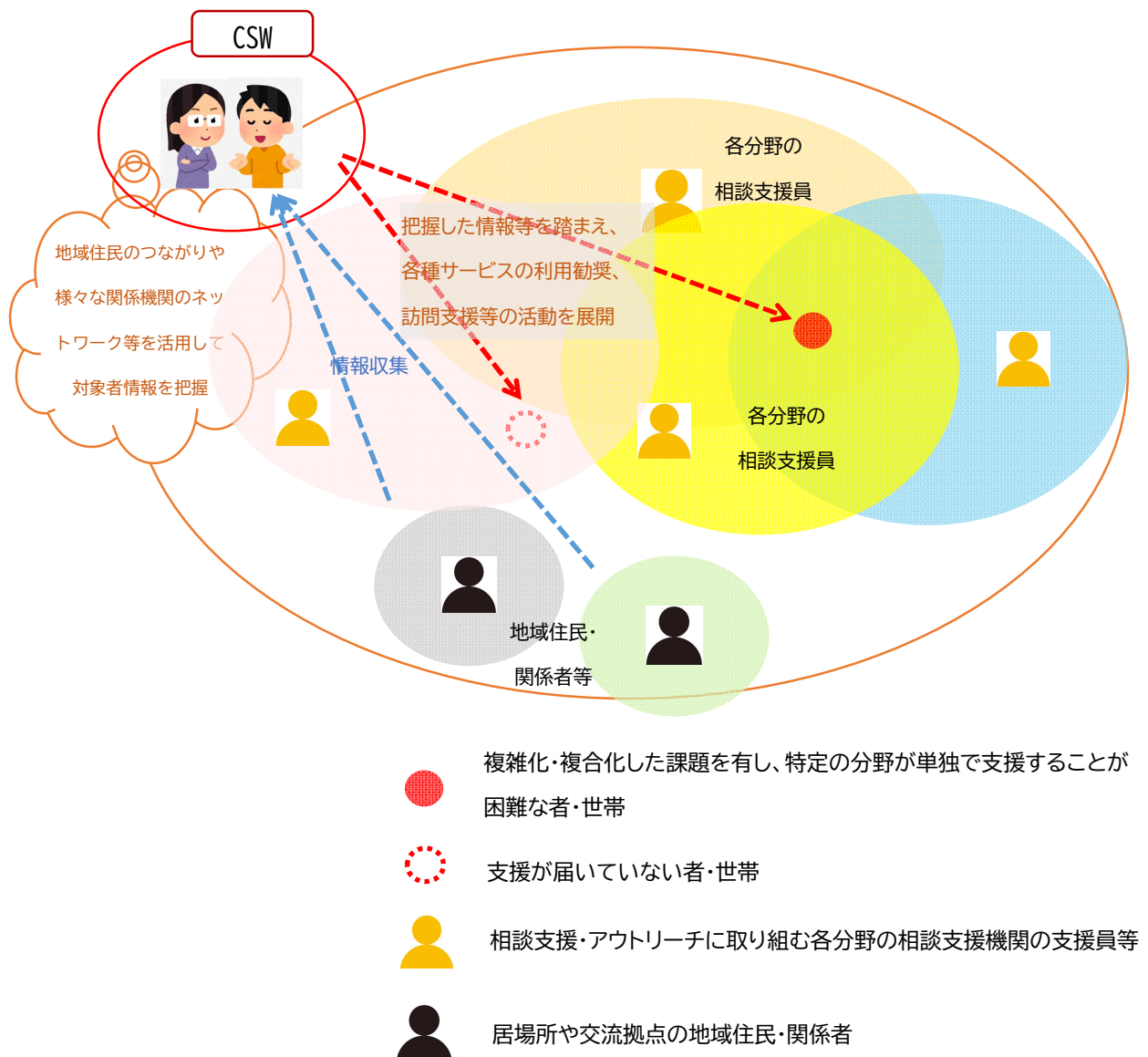
(5)支援対象者

- 特定の分野を持たず、全ての住民を対象とします。
- 介護・障がい・子育て・生活困窮分野で取り組まれている他のアウトリーチと協働し、役割を分担して支援を行います。(表3・図11)

【表3】役割分担の例

本事業の支援者が対応する場合	既存の各分野の支援機関が対応する場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 複雑化・複合化した課題を有し、特定の分野でアプローチすることが困難な事例 ・ これまで各分野の支援機関でも支援対象者として把握されていないなど、いずれの分野の相談支援機関が対応することが適切か判然としない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の属性等や事前の情報収集により、本人が抱える支援ニーズがある程度把握されており、各分野の支援機関がアプローチすることが適当な場合 ・ これまで各分野の支援機関で支援対象になっていたことがあるなど、本人との信頼関係の構築に向けて、各分野の支援機関がアプローチする方が適当な場合

【図11】役割分担のイメージ

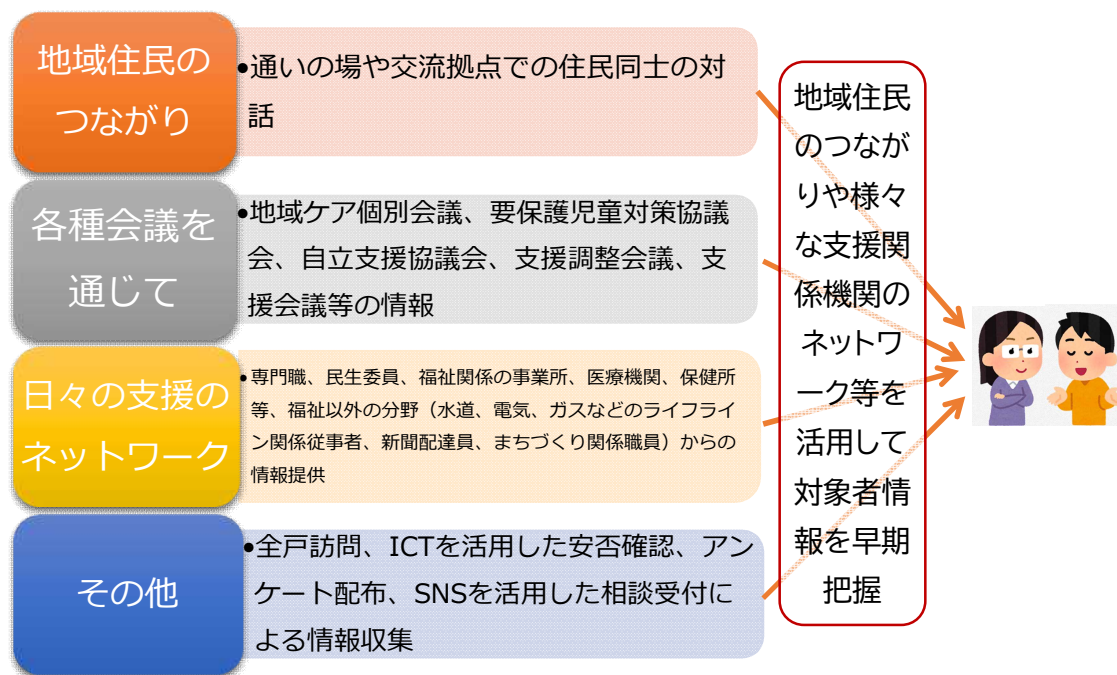


(6) 支援対象者の把握方法

- 問題が深刻になる原因として、本人や世帯が問題に気付いていない、又はどうすればいいか分からずに問題が放置されている場合が考えられます。
また、既存の相談窓口を知らなかったり、思いつかない場合、相談に行くことに心理的に抵抗感がある場合などもあり、相談に来るのを待つスタンスでは時間の経過とともに問題が深刻化してしまうおそれがあります。
- 支援が届いていない者・世帯を早期に支援につなげていくためには、地域の関係者や様々な社会資源を通じて、積極的に対象となり得る者の情報を収集することが必要です。(図11)
- アウトリーチ等を展開する上で必要な情報提供を受けるためには、地域住民が集まる

居場所等を回るなど、日頃からの地域の様々な関係者と良好な関係性を構築しておくとともに、情報提供の手段等を取り決めておく必要があります。(図12)

【図12】本事業につながる入口は多様に存在⁹¹⁰



(7)事業の実施内容

次の事業を実施又はその検討をします。

ア コミュニティソーシャルワーカーによるアウトリーチ支援事業

- コミュニティソーシャルワーカーによるアウトリーチ支援を地域共生社会推進事業として社会福祉協議会に委託して行います。
- 事業を受託した社会福祉協議会の代表者(課長職相当の職員)も相談支援推進員に任命します。
- 相談支援推進員を支援会議の委員に任命します。

イ アウトリーチ等支援事業用シート登録システムを活用した情報共有制度の構築

- アウトリーチ等支援事業用シートとして第9(4)のアウトリーチ等事業用帳票を使用します。
- コミュニティソーシャルワーカーは、複雑化・複合化した課題について相談を受け付けた際にアウトリーチ等支援事業用シートを作成します。

⁹インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー(information and communication technology)の略称のこと、日本語では「情報通信技術」となる。

¹⁰ソーシャル・ネットワーキング・サービス(social networking service)の略称のこと、LINE や Facebook 等に代表されるインターネットサービスをいう。

- LoGo フォームによる(仮称)アウトリーチ等支援事業用シート登録システムを構築し、(仮称)アウトリーチ等支援事業用シート入力フォームから入力できるようにします。
- コミュニティソーシャルワーカーに(仮称)アウトリーチ等支援事業用シート登録システムの URL 及び QR コードの情報を提供します。
- コミュニティソーシャルワーカーは PC、スマートフォン端末で入力することにより、相談支援包括化推進員との情報共有を行います。

ウ パーソナル・サポート事業の調査研究・検討

- コミュニティソーシャルワーカーと連携してひきこもり状態にある方など社会から孤立している市民に伴走支援を行うパーソナルサポーターを配置し、アウトリーチ等支援を行うパーソナル・サポート事業の第5次地域福祉計画での事業化に向けて調査研究・検討を行います。

5 参加支援事業

(1)目的

- 本事業の目的は、各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して支援を行うことにより、社会とのつながりを作ることです。

コラム⑥ 広義の参加支援

- 広義の「参加支援」は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的とした支援です。
- 既存の事業としても、例えば、障がい者福祉分野における就労継続支援 B 型事業や、生活困窮分野における就労準備支援事業などにおいて、参加支援に資する事業が行われています。

(2)支援者

- 生活困窮者自立支援制度実施事業者(こま YELL)等の参加支援を行う事業者

(3)支援対象者

- 既存の各制度の社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人などです。

【表4】支援対象者の具体例

- ・ 8050 世帯¹¹の 50 歳代の者など、世帯全体としては生活困窮状態にないが、子がひき

¹¹様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6箇月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)の世帯をいう。

こもりの状態である世帯

- ・ 障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならないひきこもり状態の者
- ・ 精神的に不調があり、社会に出ることに不安がある者
- ・ 親や家族に頼れず、児童福祉法の対象にもならない 10 歳代後半から 20 歳代の若者

(4)支援内容

※取組例は一般的な内容となっており、狛江市で行っていない事業も含まれています。

○ 社会資源を活用して、次のような支援を行います。(表5-1・5-2)

【表5-1】社会資源(既存の社会福祉施設や福祉サービス事業所)の活用例と支援の取組例

【活用例】

- ・ 生活困窮者に対する就労体験の事業や障害福祉サービスにおける就労継続支援事業に、生活困窮状態にないひきこもり者を受け入れる。
- ・ 社会福祉施設等の空室を利用して、居住の場がない者や家族と一緒に生活が困難な者に対して一時的に生活する場を確保する。

【支援の取組例①】

親が他界し単身での生活が困難な者について養護老人ホームの空室を活用して一時的な住まい確保を支援した例

- ・ いわゆる 8050 世帯であったが、老親が他界し、ひきこもり状態にあった 50 歳代の男性が単身で生活することになったが、一人で食事の準備等を行うことが困難であり、生活上の支援が必要になった。
- ・ 近隣の受入可能な施設を探したところ、養護老人ホームに空室があったことから、高齢者福祉担当及び養護老人ホームと調整の上で一時的な住まいとして活用することとなった。養護老人ホームには居室と食事の提供を依頼している。
- ・ 支援者が施設を訪問し、本人と面談を行った上で、退所に向けた相談支援を実施している。

【支援の取組例②】

孤立している子育て支援世帯の支援のため、保育所の空きスペースを活用してつながりを作る場を設けた例

- ・ 周りに相談ができる知人等がおらず、子育てに悩んでいるとの相談が子育て世帯から多く寄せられていることから、子育て世帯が身近に集まれる場の必要性が課題となっていた。
- ・ 地域において子育て支援活動を行っている団体や保育所と調整し、夜間や休日等で生じる空きスペースを活用して、子育て世帯同士のつながりづくりや、支援団体のスタッフへ相談できる会を開催することとした。

【支援の取組例③】

就労継続支援 B 型事業所において、障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象と
ならない者への就労支援を実施した例

- ・ 障害者総合支援法に基づくサービスの対象とならないが、人とのコミュニケーションが苦手で就労に至っていない者について、本人の状態に応じた活動ができる場を探すこととした。
- ・ 本人の希望も確認しつつ、近隣でパソコン等の作業を実施している就労継続支援 B 型事業所に協力を依頼した。
- ・ 就労継続支援 B 型事業所の空き定員の範囲で同時に作業等を実施することとし、就労継続支援 B 型事業所には声掛けと見守りを依頼した。
- ・ 支援者が定期的に就労継続支援 B 型事業所を訪問し、本人の相談支援に応じ、段階的な就労などに向けた支援を実施することとした。

【表5-2】社会資源(地域の社会資源)の活用例と支援の取組例

【活用例】

- ・ 商店や農業などの作業の場を中間的就労の場として、コミュニケーションが苦手な者の社会参加の場として活用する。
- ・ 住民活動や、地域での通いの場について、本人の通う場として活用する。

【支援の取組例①】

片麻痺のため職場を退職し、地域からも孤立していた者について、料理人の経験を活かして、料理教室の講師として活動ができるように支援した例

- ・ 本人と支援者との面談時、本人から「もうお店で調理を行うことができない。」との話を聞き、身体的に無理のない範囲で、調理の経験を活かせる機会を探すこととした。
- ・ 一方、地域において、男性の集まる機会をつくりたいといった声が自治会内であったため、支援者から「男性の料理教室」の開催を提案するとともに、本人に料理教室の講師役を依頼し、支援者も当初アシスタント役として活動を支援することとした。

【支援の取組例②】

ひきこもりの若者について、イラストの作成が得意であったため、挿絵作成を依頼して広
報誌に掲載してもらうこととした例

- ・ 重層的支援会議でアウトリーチ等事業を実施している事業者から本人が得意なイラストを何か活かせないかとの提案があった。
- ・ 本人の了解を得てイラストを借り受け、支援者から福祉事業所等に活用の機会がないか相談した。
- ・ 事業所から挿絵の作成依頼を受け、広報誌への掲載してもらうようになった。
- ・ 挿絵の内容の打合せ等については、徐々に本人と事業者間でメールでのやりとりができるよう支援している。

【支援の取組例③】

集団での活動が苦手な高齢者について、小学生の登下校時の交通安全活動を依頼した例

- ・ 地域包括支援センターから、介護予防教室などの集まりが苦手な高齢者の対応について、個別の活動の場を考えてもらえないかとの提案があった。
- ・ 小学校や交通安全ボランティアと調整し、本人には登下校時の交通安全活動への参加を提案した。
- ・ 他の交通安全ボランティアには、本人の活動状況の見守り等を依頼した。

【支援の取組例④】

精神疾患の親と不登校気味の子のひとり親世帯の子どもを地域の子ども食堂のスタッフとして活動できるよう支援した例

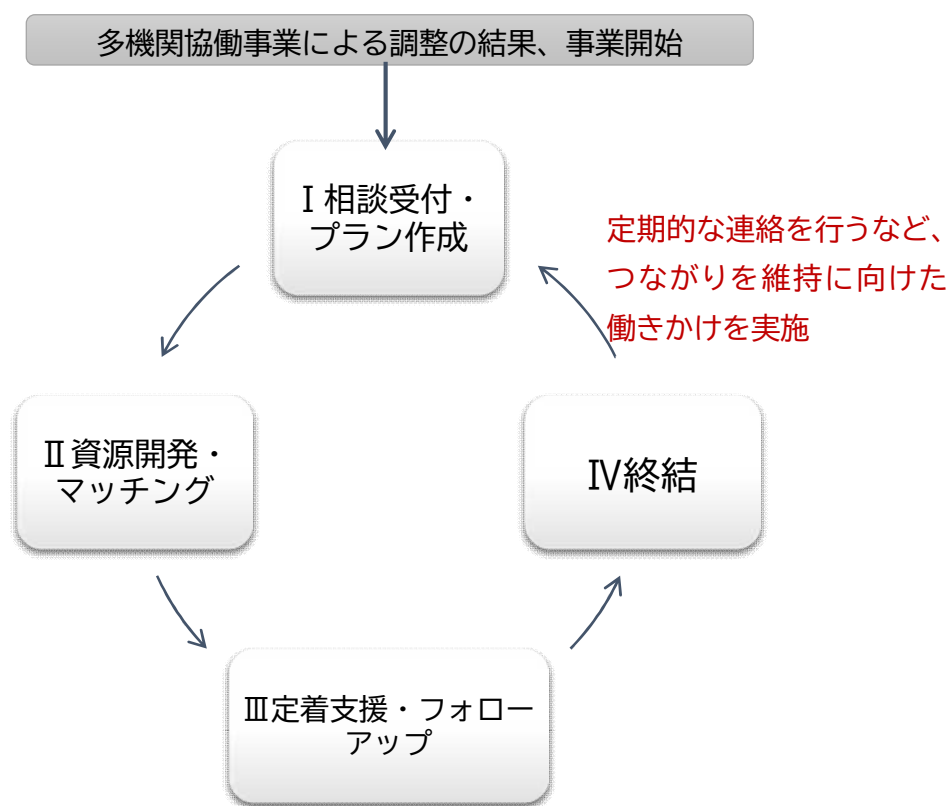
- ・ 精神疾患の母親の世話や家事などの負担から不登校気味となっていた子どもについて、地域の子ども食堂を開催している団体と協議の上、子ども食堂のスタッフとして参加してもらうこととした。
- ・ 母親も食事をするために来てもらうようにして、子ども食堂のスタッフには、声掛けや見守りを依頼した。
- ・ 子ども食堂に通ううちに周りのスタッフとも話ができるようになっていく。

- こま YELL では、生活困窮者に対する就労体験の事業に生活困窮状態にないひきこもり者を受け入れます。
- その他各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に応じて必要な支援をします。

(5) 支援フロー

既存の各制度に社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人などです。参加支援事業では、次のようなフローで支援をします。(図13)

【図13】参加支援事業の支援フロー(概要)¹²



I	相談受付・プラン作成	重層的支援会議において、参加支援が必要であると判断された者について相談を受け付けた後、アセスメントを行い、本人の抱える課題を踏まえて、社会とのつながりや参加を支えるためのプランを作成します。
II	資源開発・マッチング	本人のニーズに沿って支援メニューのマッチングを行います。
III	定着支援・フォローアップ	本人が新たな環境で居場所を見出せるか、受入先等に定期的に訪問するなど一定期間フォローアップを行います。
IV	終結	社会参加に向けて地域の資源等とのつながりができ、本人とつながり先との関係性が安定したと判断した段階で終結となります。(なお、終結後も定期的な連絡を行うなど、つながりを維持に向けた働きかけを行います。)

¹²フォローアップとは、個別支援において、支援につながった後の状況を調査・確認し、必要に応じて補足や改善を行うことをいう。

(6)事業の実施内容

次の事業を実施又はその検討をします。

- ア 令和4年度から生活困窮者以外の生活困窮者になるおそれのある市民を対象とした就労準備支援事業をこま YELL に委託して行います。
- 事業を受託したこま YELL の代表者(課長職相当の職員)も相談支援推進員に任命します。
 - 相談支援推進員を支援会議の委員に任命します。
 - 事業を受託したこま YELL の担当ケースワーカーを相談支援サポーターに委嘱します。
 - 相談支援サポーターは、参加支援事業用シートの入力を行います。
- イ 参加支援事業用シート登録システムを活用した情報共有制度の構築
- 参加支援事業用シートとして第9(3)の参加事業用帳票を使用します。
 - こま YELL は、多機関協働事業でこま YELL による参加支援事業の実施が決定された後に参加支援事業用シートを作成します。
 - LoGo フォームによる参加支援事業用シート登録システムを構築し、参加支援事業用シート入力フォームから入力できるようにします。
 - こま YELL に参加支援事業用シート登録システムの URL 及び QR コードの情報を提供します。
 - コミュニティソーシャルワーカーは PC、スマートフォン端末で入力することにより、相談支援包括化推進員との情報共有を行います。
- ウ 新たな参加支援事業の調査研究・検討
- 新たな参加支援事業の第5次地域福祉計画での事業化に向けて調査研究・検討を行います。

6 多機関協働事業

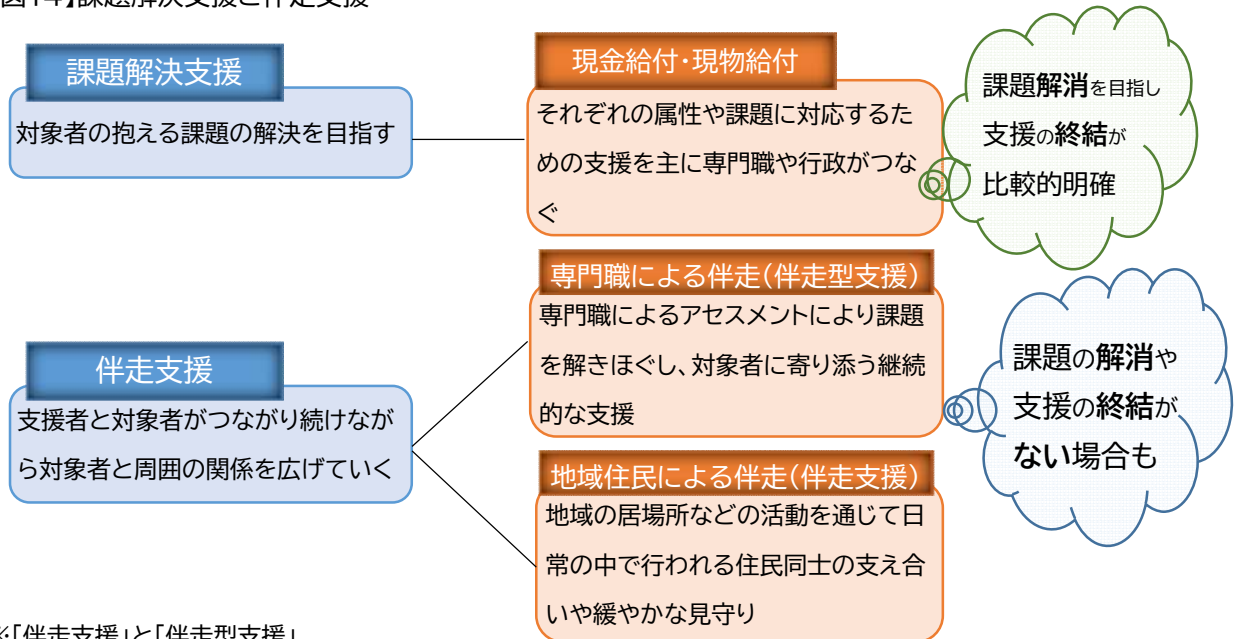
(1)目的

- 市全体の包括的な相談支援体制を構築すること。
本事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市の包括的相談支援体制を構築できるよう支援します。
- 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たすこと。
重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば、既存の相談支援機関の専門職の助言を行うなど、市全体の体制として伴走支援ができるよう支援します。(図14)

コラム⑦ 課題解決支援と伴走支援

- 生活課題を抱える人に対する2つのアプローチがあります。「課題解決支援」と「伴走支援」です。(図14)
- 課題を抱える対象者が目の前にいる以上、支援者が課題解決を目標にするのは自然ですが、どれだけ知恵を絞って関わり続けても解決しきれないケースが現実にはあります。課題解決を支援の唯一のゴールに設定すると、対象者は成功体験を感じることなく、支援者は長期間にわたって課題解決に挑み続けることで、現場は疲弊していきます。
- 「伴走支援」は、直接的な課題解決にはつながらなくても、そばに寄り添うことにより孤立を防ぎ、抱える課題によるストレスや痛みを緩和する可能性があります。「伴走支援」では、具体的な制度利用につながらなくても対象者との信頼関係を形成していく時間をかけた取組が大切になります。
- 「伴走支援」は、専門職による伴走だけでなく、民生委員・児童委員、町会・自治会の役員だけでなく、近隣の商店関係者、サロンの仲間、古くからの友人、近所の喫茶店や居酒屋の店主など多様なつながりポイントをうまく活用して、対象者をうまくつないでいくことが重要です。

【図14】課題解決支援と伴走支援



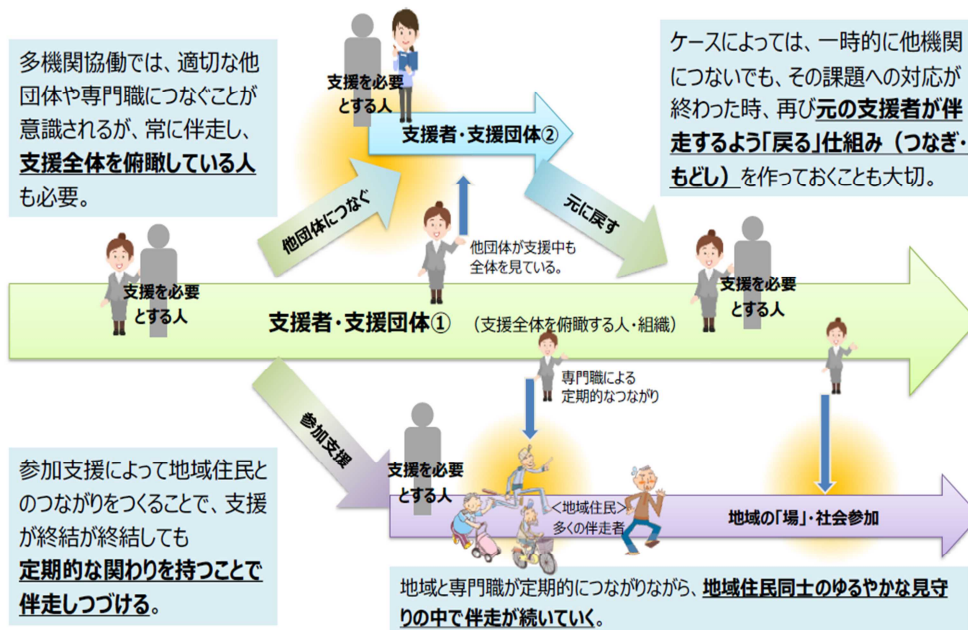
※「伴走支援」と「伴走型支援」

本事業計画では、専門職の伴走による支援を「伴走型支援」、地域づくりや住民とのつながりなどを含む広い範囲の伴走を意味する場合は「伴走支援」として、区別して使用します。

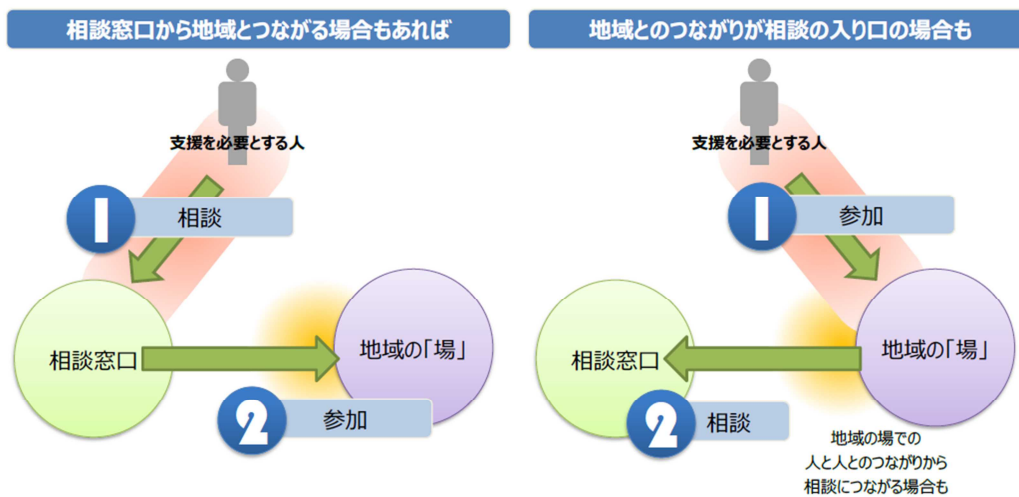
コラム⑧ 伴走支援の方法

- 対象者の状況に応じて多数の多様な支援者による支援の方法が想定されます。その場合、支援全体を俯瞰している支援者がいることも必要です。(図15)
- 対象者への支援は、必ずしも相談から始まるわけではありません。通いの場やサロン、町内の集まりなどを通じて、住民が他の住民の抱えている課題に気付く場合もあります。とりわけ複雑化・複合化した課題を抱える方への伴走支援では、対象者自らの課題を他者に話す段階まで時間がかかることも多く、その相手にしても必ずしも専門職や行政窓口に限りません。(図16)

【図15】多様な支援者と多様な方法による伴走支援



【図16】支援の入り口は多様



- 支援関係機関の役割分担を図ること。
単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めます。

(2)基本的な役割

- 支援者は、支援関係機関等からつながれた複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例等に対して支援します。
- 支援関係機関の抱える課題の把握、役割分担、支援の方向性の整理といった事例全

体の調整機能を果たすなど、主に支援関係機関を支援する役割を担います。

(3) 支援者

- 相談支援包括化推進員(福祉相談課相談支援係長・コミュニティソーシャルワーカー)
※子ども発達支援課子ども発達支援係長、高齢障がい課高齢者支援係長、障がい者支援係長については、相談支援包括化推進委員と協力し支援を行います。
- 相談支援包括化推進員が配置された市福祉保健部福祉相談課相談支援係及び狛江市社会福祉協議会

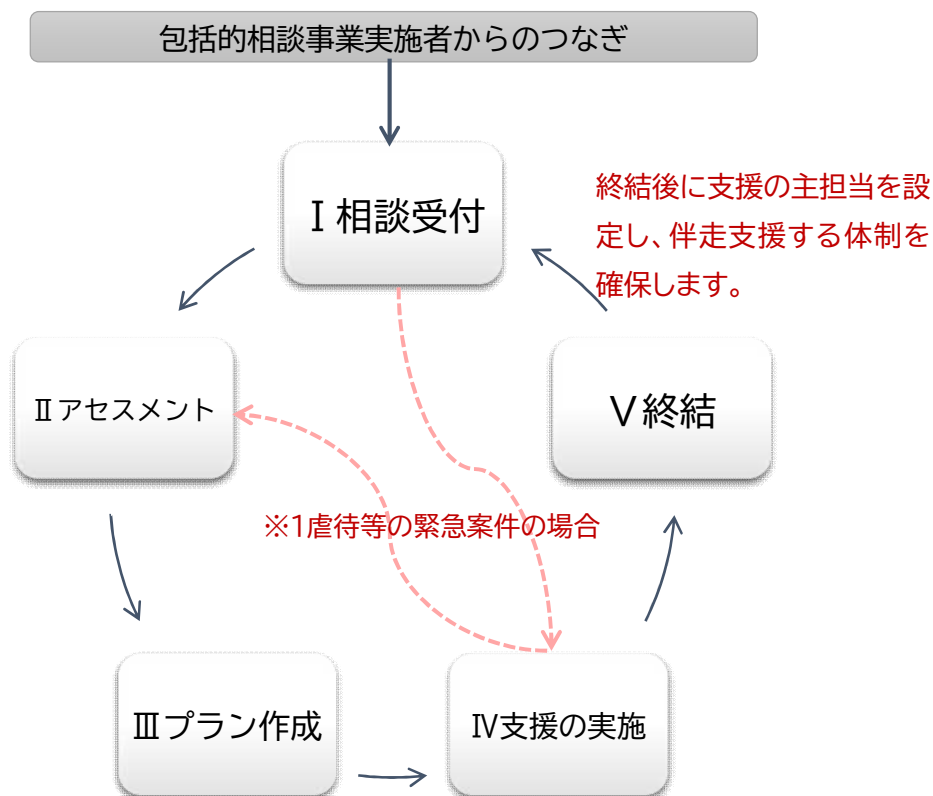
(4) 支援対象者

- 複合的な課題を抱えており、単独の支援関係機関では対応が難しく、かつ、各種支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理が求められる課題を有する方

(5) 支援フロー

- 多機関協働事業では、次のようなフローで支援をします。(図17)

【図17】多機関協働事業の支援フロー(概要)



I	相談受付	複雑化・複合化したニーズを有する等、支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例について、相談を受け付け支援を行います。
II	アセスメント	包括的相談支援事業者等に必要な情報収集を依頼し、収集した情報をもとにインタビュー・アセスメントシート(巻末資料参照)にまとめます。(※2)
III	プラン作成	アセスメントの結果を踏まえ、支援関係機関の役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランを作成します。(※2)
IV	支援の実施	プランに基づき、支援関係機関がチーム一体となって必要な支援を行います。(※2)
V	終結	本人や世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、支援関係機関の役割分担の合意形成ができた段階で、一旦、支援者の関わりは終結します。(終結後に支援の主担当を設定し、伴走支援する体制を確保します。)(※2)

※1 支援のフローは原則として、I から V までの流れですが、虐待等の緊急案件の場合には、I からIVを経て、IIを行うことも可能です。

※2 アセスメント、プラン作成、支援の実施、終結の判断等については、重層的支援会議において関係機関と議論した上で決定します。必要に応じて再度プランを作成し直すこともあります。

(6)事業の実施内容

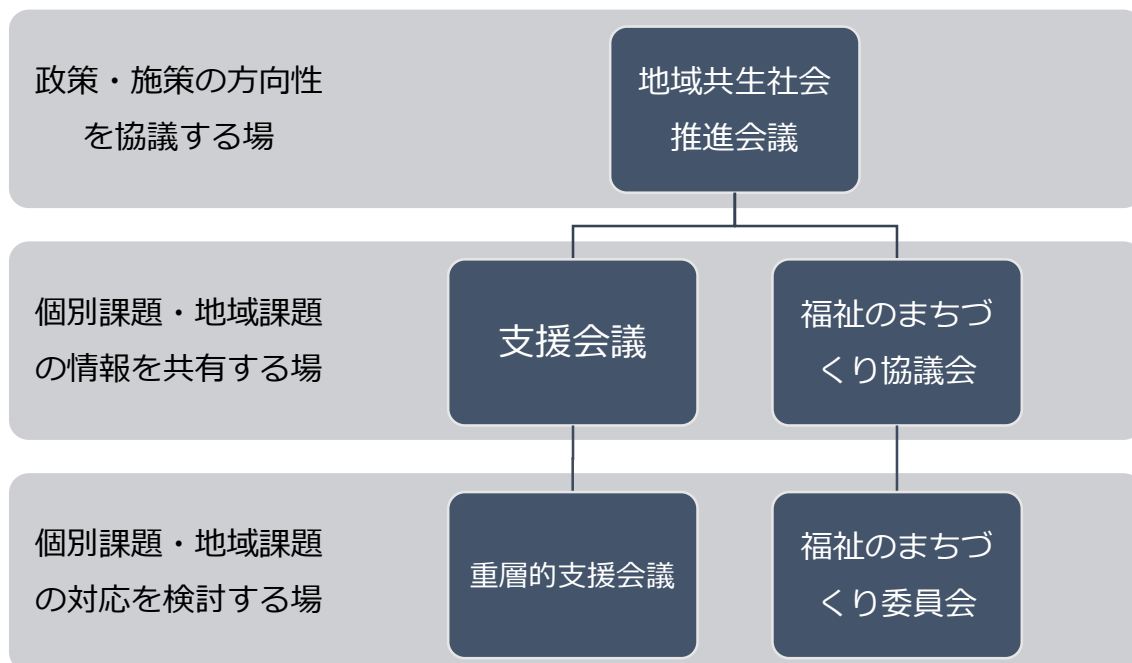
次の事業を実施又はその検討をします。

ア 推進体制

市では令和4年度から次のような推進体制で重層的支援体制整備事業を実施します。

(図18)

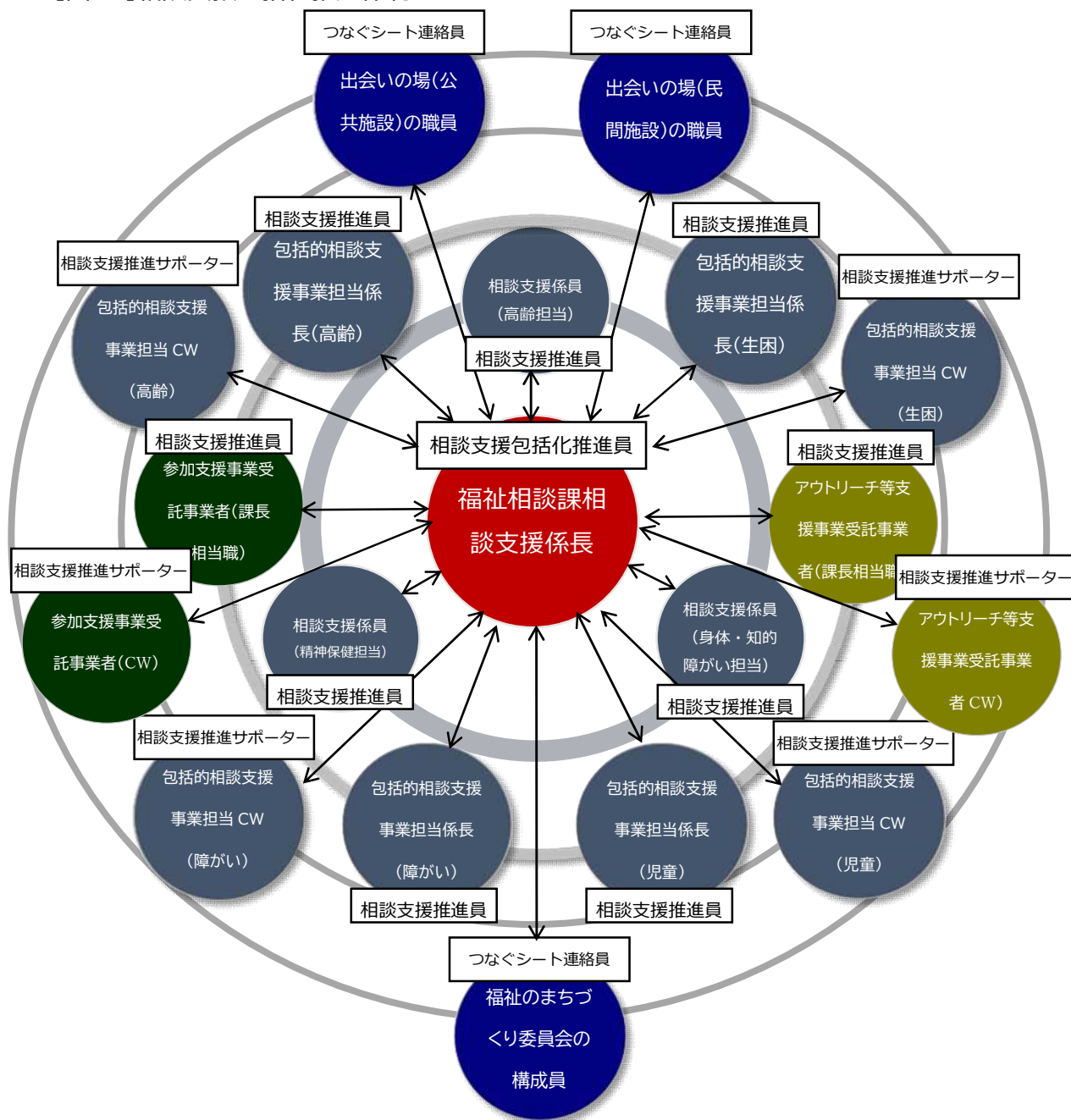
【図18】重層的支援体制整備事業の推進体制



イ 相談支援包括化推進体制

市では令和4年度から、相談支援包括化推進員を中心とした情報の共有化を図り、相談支援包括化推進体制を整備します。(図19)

【図19】相談支援包括化推進体制



ウ 情報共有システムの構築

次の情報共有システムを構築することにより、収集した情報の一元化を図り、情報を分析することにより、支援を効率的に実施します。

(ア)LoGo フォームを活用した重層的支援体制情報共有システムの構築

a 重層的支援体制整備事業で使用する帳票をブラウザ上で登録するシステムの構築

- ①つなぐシート登録システム
- ②包括的相談支援事業用シート登録システム
- ③アウトリーチ等支援事業用シート登録システム
- ④参加支援事業用シート登録システム
- ⑤多機関協働事業用シート登録システム
- ⑥地域課題シート登録システム

b 登録システムに入力した情報を分析するシステムの構築の検討

c 支援者の支援状況を相談支援包括化推進員をはじめとする支援員が確認できるシステム構築の検討

(イ)LINE WORKS を活用した緊急案件情報共有システムの構築

第6 支援会議・重層的支援会議

1 支援対象者ごとの会議体

支援対象者ごとに次のような会議体が設置され、情報共有、支援プランの検討等が行われています。(表6)

【表6】支援対象者ごとの会議体

対象者	会議体	担当課
生活困窮者	支援調整会議	福祉相談課
高齢者	地域ケア会議	高齢障がい課
障がい者	地域自立支援協議会	福祉相談課
子ども	子ども家庭支援ネットワーク会議	子ども発達支援課

2 支援会議

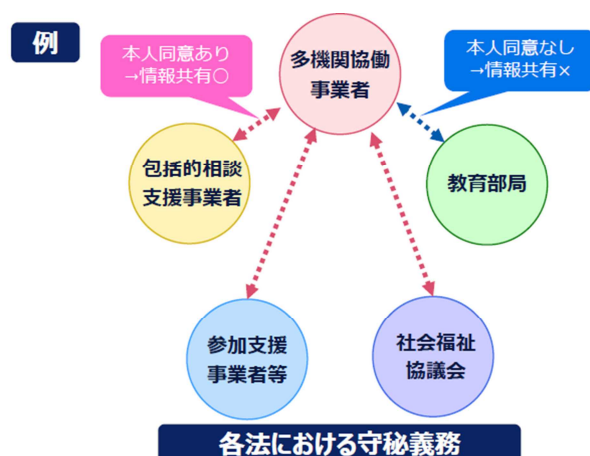
(1)設置目的

- 複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援では、世帯として状況を把握して初めて課題の程度を把握できる事案があります。
- ・ 支援における情報共有は本人同意が原則ですが、本人の同意が得られないために支援に当たって連携するべき庁内の関係部局・関係機関との間で情報の共有や連携が図ることができない事案
- ・ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれの専門の相談窓口や関

係機関等で相談対応が行われているが、それが世帯全体の課題として、支援に当たって連携するべき関係機関・関係者間で把握共有されていない事案

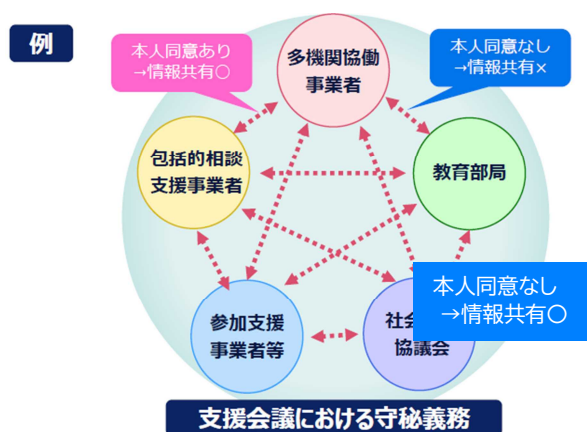
- このような事案について情報共有が進まないため、深刻な課題を見過ごしたり、予防的な措置を取ることが困難であることが問題視されてきました。

【図20-1】従来の支援における情報共有



- 重層的支援体制整備事業では支援会議を法定し、会議体の構成員に守秘義務をかけることによって、支援関係者間の積極的な情報交換や連携ができるようにしました。
- その結果、本人同意なしで、関係機関で気になっている複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有が可能となります。

【図20-2】支援会議における情報共有



(2)位置付け

- ア 市では、対象者ごとの会議体(表6)を支援会議として位置付けます。
- イ 対象者ごとの会議体において、世帯として状況を把握して初めて課題の程度を把握できる事案について情報共有等が必要となった場合には、対象者以外の世帯員の個人情報等を情報共有できるようにします。

(3) 構成員

ア 対象者ごとの会議体の構成員となります。

イ 対象者ごとの会議体の構成員のみでは、必要な情報を得ることができず、世帯として状況を把握して初めて課題の程度を把握できる事案については、必要な支援者又は支援関係機関の構成員(団体と事前調整の上、団体に属する者を一括して構成員とする可)を支援会議の構成員として委嘱した上で情報共有できるようにします。

ウ イで想定される構成員は次に掲げる者です。

- ・ 市職員(福祉、就労、税務、住宅、教育等)
- ・ 重層的支援体制整備事業の支援機関の支援員
- ・ その他の支援関係機関の相談支援員
- ・ サービス提供事業者(公的サービスの提供機関、介護・医療サービス提供事業者、ガス、電気等の供給事業者、新聞配達所、郵便局など住民の変化に気付くことができる事業者)
- ・ 就労、教育、住宅その他の関係機関の職員
- ・ 社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等

(4) 所掌事項

ア 気になる事例の情報提供・情報共有

イ 見守りと支援方針の理解

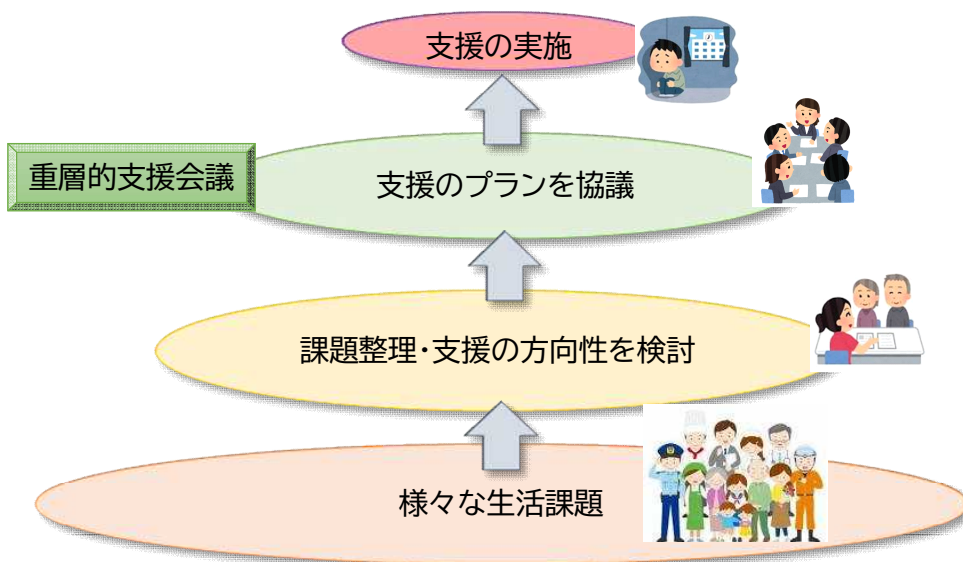
ウ 緊急性がある事案への対応等

3 重層的支援会議

(1) 重層的支援会議とは何か

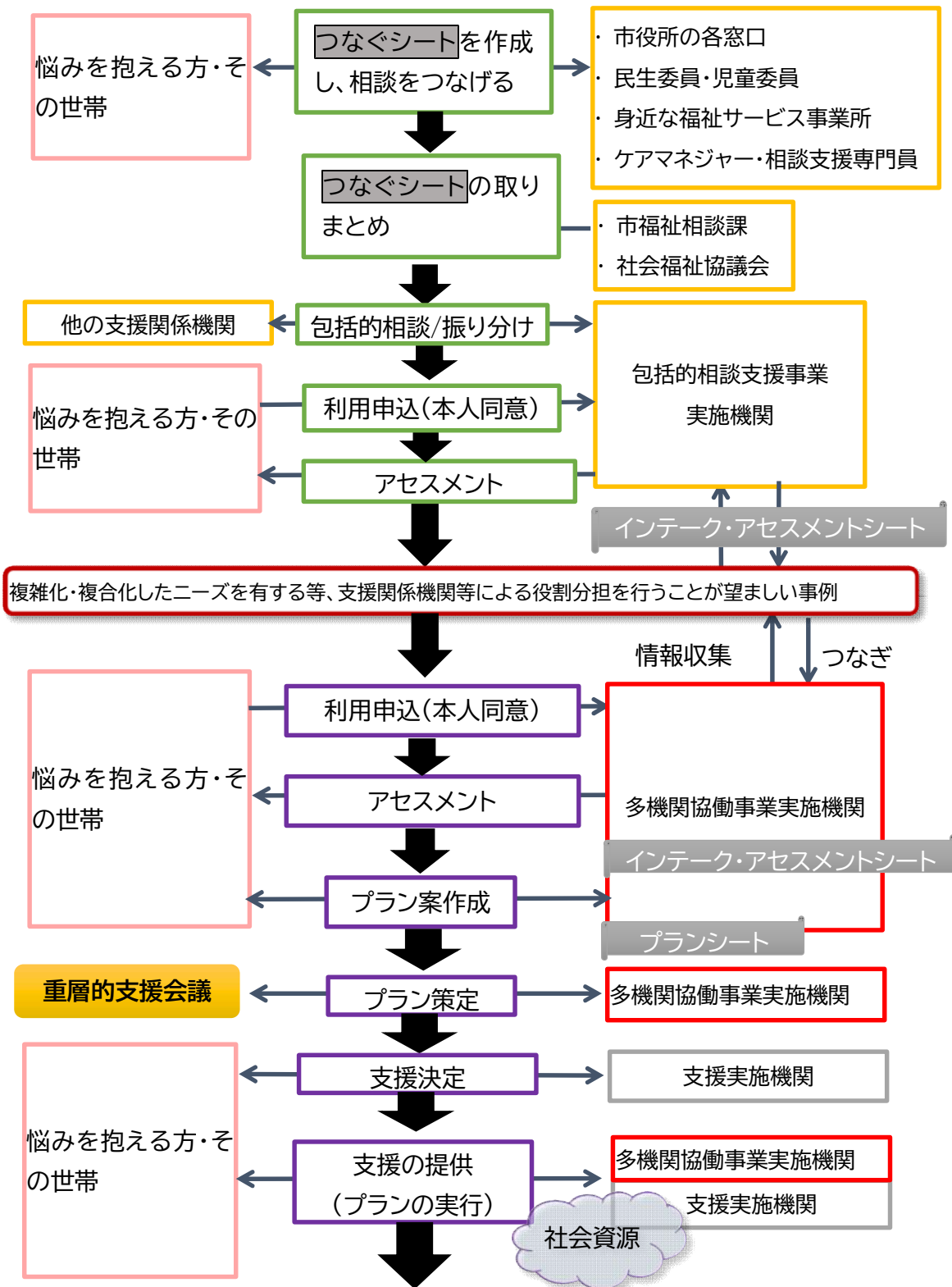
重層的支援会議とは、複雑化・複合化した課題を抱えた市民・世帯への支援をするに当たり、主として支援のプランを協議する会議体です。(図21-1)

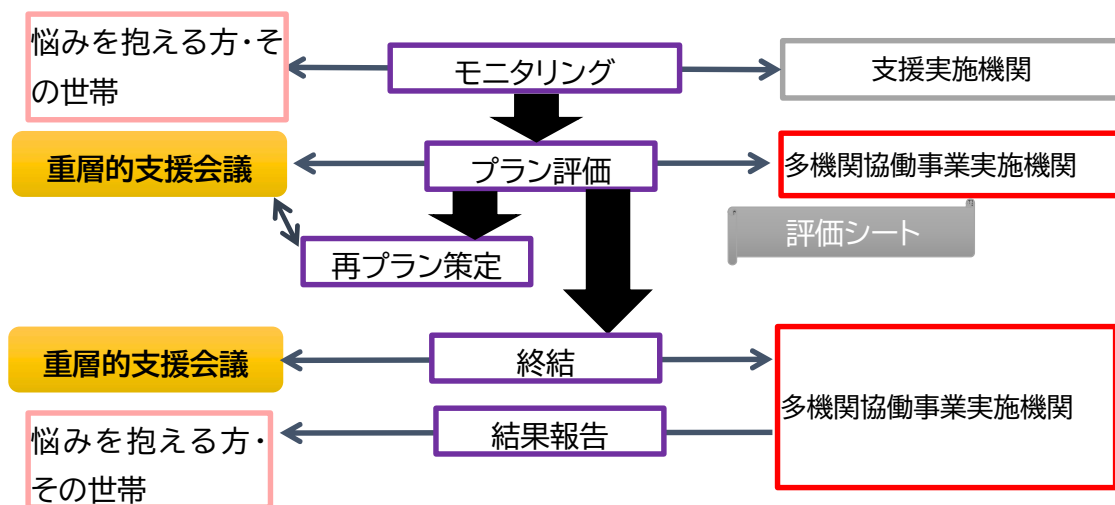
【図21-1】重層的支援会議の位置付け



これを相談支援プロセスの中でさらに詳しく説明すると次のフロー図のとおりです。(図21-2)

【図21-2】相談支援プロセスの重層的支援会議





つなぐシート、インテーク・アセスメントシート、プランシート及び評価シートは巻末資料を参照

(2)設置目的

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催する会議体です。

(3)位置付け

市では、対象者ごとの会議体(表6)を重層的支援会議として位置付けます。ただし、対象者ごとの会議体において、(5)の事項に掲げる事項を所掌していない場合や、開催のタイミングが合わなかった場合等においては、多機関協働事業実施機関が単独で開催することができます。

(4)構成員

ア 対象者ごとの会議体の構成員となります。

イ もっとも、対象者ごとの会議体の構成員のみでは、プランの適切性、プラン終結時の評価をできない場合には、必要な支援者又は支援関係機関の構成員(団体と事前調整の上、団体に属する者を一括して構成員とすることも可)を重層的支援会議の構成員として参加できるようにします。

ウ イで想定される構成員は次に掲げる者です。

- ・ 多機関協働事業実施機関
- ・ 市職員(福祉、就労、税務、住宅、教育等)
- ・ 包括的相談支援事業実施機関
- ・ アウトリーチ等事業実施機関
- ・ 参加支援事業実施機関

- ・ その他事例の内容に応じて関係する支援機関(社会福祉事務所、こま YELL 等)
- ・ 本人(参加が本人にとって有益な場合)

(5)所掌事項

○ プラン適切性の協議

多機関協働事業実施機関が作成したプラン(参加支援事業、アウトリーチ等事業が作成したプランを含みます。)について、合議のもとで適切性を判断します。

○ プラン終結時の評価

多機関協働事業実施機関が作成したプラン終結時(参加支援事業、アウトリーチ等事業が作成したプランを含みます。)において、支援の経過と成果を評価を評価し、支援関係機関の支援を終結するかどうか判断します。

○ 社会資源の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置付け、社会資源の開発に向けた取組を検討します。

第7 事業実施計画

事業は、次のとおり実施いたします。既存事業の詳細は、第9の資料のとおりです。

【表7】事業実施計画

事業	担当課	令和4年度												令和5年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1 普及啓発																									
1 1 広報														周知											
1 1 1 市公式ホームページ	福祉政策課	作成																							
1 1 2 広報こまえ	福祉政策課	↔																							
2 2 研修																									
2 1 マニュアルの作成	福祉政策課	↔																							
2 2 1 庁内職員向け	福祉政策課	↔																							
2 2 2 関係機関向け		↔																							
2 2 3 地域住民向け		↔																							
3 つなぐシート周知	福祉政策課	公共施設												市内福祉・医療事業所											
2 相談支援包括化推進体制の構築														実施											
2 1 相談支援包括化推進員の配置	福祉相談課	調整 例規整備 配置												法定相談事業（実施）											
2 2 相談支援推進員の配置	福祉政策課	調整 例規整備 配置												法定外相談事業（実施）											
2 3 相談支援推進サポーターの配置	関係課・機関	調整 例規整備 配置												法定外相談事業（実施）											
2 4 つなぐシート連絡員の配置	関係	調整 例規整備 配置												民間施設（福祉・医療事業所）（実施）											
3 情報共有システムの構築																									
3 1 重層的支援体制情報共有システム		システム構築												仮運用 運用											
3 1 1 登録システム														調査研究											
3 1 2 情報分析システム														調査研究											
3 1 3 支援状況確認システム														調査研究											
3 2 緊急案件情報共有システム														調査研究											
4 包括的相談支援事業														実施											
4 1 地域包括支援センター運営	高齢障がい課													実施											
4 2 障害者相談支援事業	高齢障がい課													設置											
4 2 1 基幹相談支援センター		検討												運営											
4 3 利用者支援事業	基本型 子ども発達支援課 特定型 子ども政策課 母子保健型 健康推進課													実施											
4 4 自立相談支援事業														実施											
4 4 1 アウトリーチ等の自立相談支援強化事業の実施	福祉相談課																								

事業	担当課	令和4年度												令和5年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
5	地域づくり事業																								
1	地域介護予防活動支援事業	高齢障がい課																							
2	生活支援体制整備事業	高齢障がい課																							
3	地域活動支援センター事業	高齢障がい課																							
4	子ども家庭支援センター事業	子ども発達支援課																							
5	児童館事業	児童育成課																							
6	地域共生社会推進事業																								
1	福祉カレッジ事業																								
1	卒業生の実践の場の開拓	福祉政策課																							
2	卒業生マッチングシステムの構築																								
2	福祉のまちづくり委員会事業																								
1	あいとぴあエリア																								
2	こまえ苑エリア	福祉政策課																							
3	こまえ正吉苑エリア																								
4	福祉のまちづくり協議会																								
7	多世代・多機能型交流拠点	福祉政策課																							
8	新たな出会いの場の整備に向けた総合的支援制度	福祉政策課																							
6	多機関協働事業																								
1	プランの作成等	福祉政策課																							
2	支援会議	福祉相談課																							
3	重層的支援会議																								
7	アウトリーチ等事業																								
1	コミュニティソーシャルワーカーによる支援																								
1	あいとぴあエリア	福祉政策課																							
2	こまえ苑エリア																								
3	こまえ正吉苑エリア																								
2	パーソナルサポート事業	福祉政策課																							
8	参加支援事業																								
1	生活困窮者以外の就労準備支援事業	福祉相談課																							
2	新たな参加支援事業	福祉政策課																							

第8 計画の推進に向けて

1 市民福祉推進委員会による進捗状況の管理

本計画は、地域福祉計画に位置付けられた本事業の具体的な事業実施内容を定めるものであることから、狛江市福祉基本条例(令和2年条例第8号)第32条第1項の規定により設置された市民福祉推進委員会において、同条第2項第4号の規定により、地域福祉計画全体の進捗を確認・評価する際に、一体的に確認・評価を行い、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

また、計画の進捗状況については、広報こまえ及び市公式ホームページを活用して市民に周知します。

2 計画の評価方法

本計画の評価の手順及び評価の基準については、地域福祉計画第4章第2節と同様に行います。本計画においては、以下のサイクル(図22)とスケジュール(図23)に従って毎年度、計画の進行管理を実施します。

図22 PDCAサイクルによる進行管理

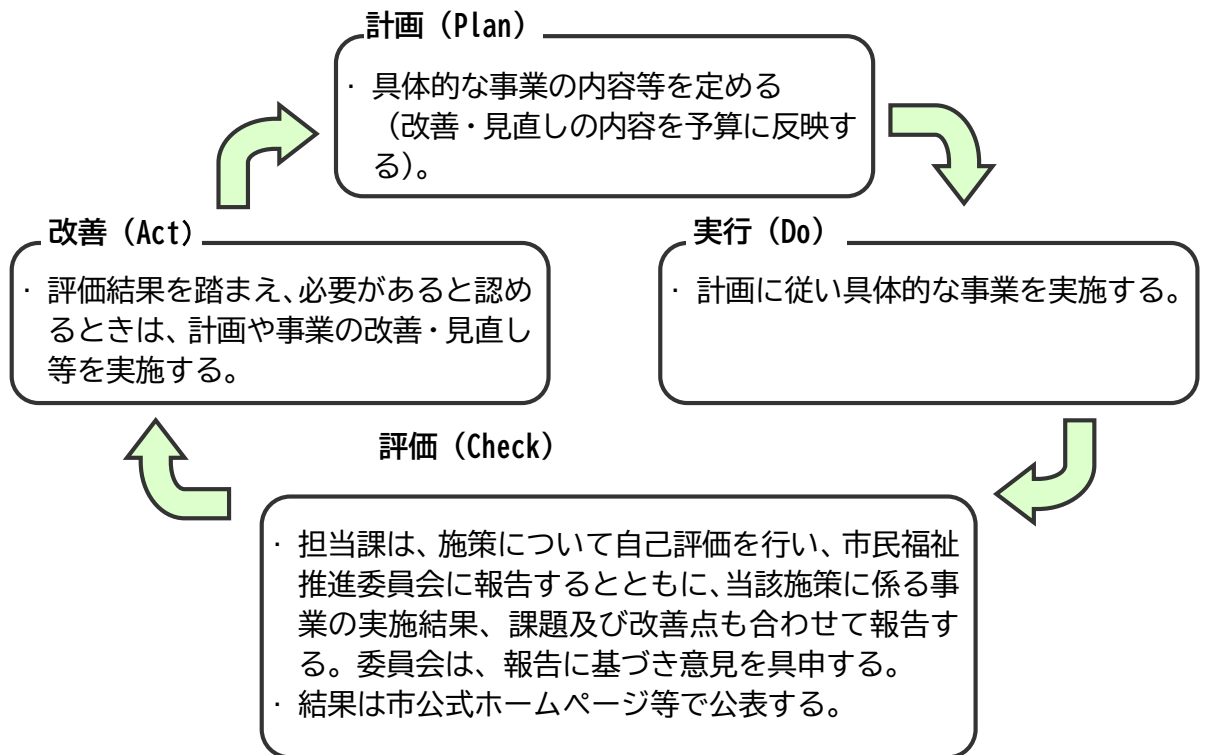
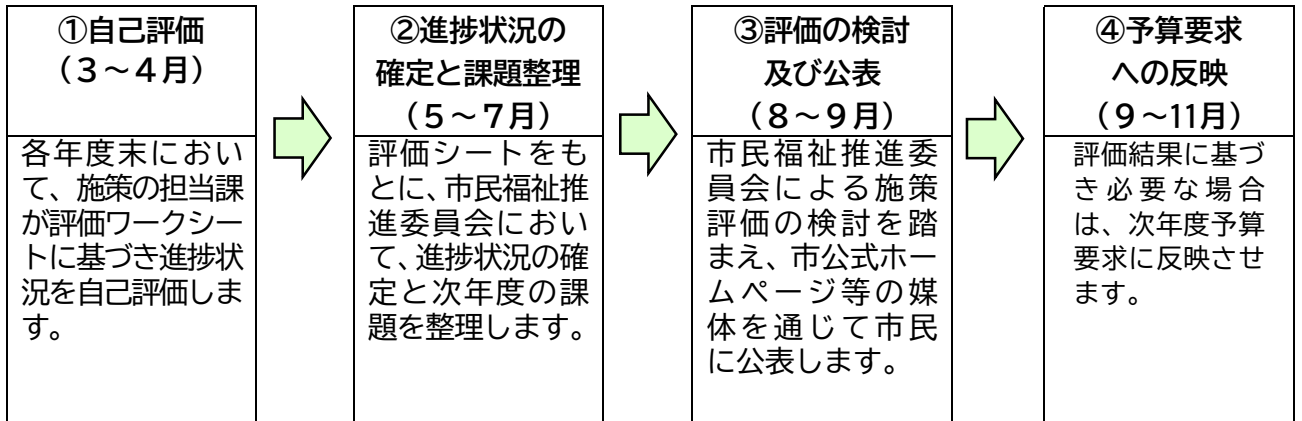


図23 評価(Check)から改善(Act)へのスケジュール



第9 資料

1 重層的支援事業の対象事業の事業内容の詳細

(1)包括的相談支援事業

包括的相談支援事業として行う事業の内容、その提供体制等は次のとおりです。(表7)

【表8】包括的相談支援事業の事業内容等

法106の4第2項		対象事業			
		実施する事業	分野	事業名	事業内容等
第1号	イ	包括的相談支援事業	介護	地域包括支援センター運営	地域包括支援センター事業 【支援対象者】65歳以上の高齢者 【実施方式】委託： ①社会福祉法人狛江市社会福祉協議会 ②社会福祉法人狛江福祉会 ③社会福祉法人正吉福祉会 【圏域】市内日常生活圏域3箇所 【支援機関】 ①あいとぴあ地域包括支援センター ②地域包括支援センターこまえ苑 ③地域包括支援センターこまえ正吉苑 【事業の内容】 ①総合相談支援事業 ②権利擁護事業 ③包括的・継続的マネジメント事業 【所管課】高齢障がい課【実施時期】実施中

【表8】包括的相談支援事業の事業内容等(続き)

法106の4第2項		対象事業			
		実施する事業	分野	事業名	事業内容等
第1号	□	包括的相談支援事業	障がい	障害者相談支援事業	<p>障がい者相談支援事業</p> <p>【支援対象者】 障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者</p> <p>【実施方式】委託：NPO 狛江さつき会</p> <p>【圏域】市内</p> <p>【支援機関】 [指定一般相談支援事業所] 地域生活支援センター リヒト [指定特定相談支援事業所] 地域生活支援センター リヒト</p> <p>【事業の内容】</p> <p>①情報提供、相談等の福祉サービスの利用援助 ②社会資源を活用するための支援 ③社会生活力を高めるための支援 ④障がいのある当事者が直接相談等の支援を行うピアカウンセリング¹³</p> <p>⑤虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の権利の擁護のために必要な援助</p> <p>⑥専門機関の紹介、社会資源を活用するための支援その他の社会生活上必要な支援</p> <p>【所管課】高齢障がい課【実施時期】実施中</p>

¹³同じ背景を持つ人同士が対等な立場で話を聞きあうことをいう。

【表7】包括的相談支援事業の事業内容等(続き)

法106の4第2項		対象事業			
		実施する事業	分野	事業名	事業内容等
第1号	八	包括的相談支援事業	子ども	利用者支援事業	<p>1 利用者支援事業（基本型）</p> <p>【支援対象者】子ども及びその保護者又は妊娠している者</p> <p>【実施方式】委託：社会福祉法人雲柱社</p> <p>【圏域】市内</p> <p>【支援機関】子ども家庭支援センター</p> <p>【事業の内容】</p> <p>①子ども及びその保護者又は妊娠している者の個別ニーズを把握、これに基づく情報の集約・提供、相談、利用の支援等の実施</p> <p>②教育・保育施設、子育て支援事業等を実施している関係機関との連絡・調整、連携及び協働の体制づくり</p> <p>③広報・啓発活動の実施</p> <p>④他の利用者支援事業に従事する職員と相互に連携・協力を図ること。</p> <p>【所管課】子ども発達支援課【実施時期】実施中</p>
					<p>2 利用者支援事業（特定型）</p> <p>【支援対象者】子ども及びその保護者</p> <p>【実施方式】直営</p> <p>【圏域】市内</p> <p>【支援機関】子ども政策課</p> <p>【事業の内容】保育サービスコーディネーターが次に掲げる業務を行うこと。</p> <p>①子ども及びその保護者の個別ニーズを把握、これに基づく情報の集約・提供、相談、利用の支援等の実施</p> <p>②広報・啓発活動の実施</p> <p>③他の利用者支援事業に従事する職員と相互に連携・協力を図ること。</p> <p>【所管課】子ども政策課【実施時期】実施中</p>

【表7】包括的相談支援事業の事業内容等(続き)

法106の4第2項		対象事業			
		実施する事業	分野	事業名	事業内容等
第1号	ハ	包括的相談支援事業	子ども	利用者支援事業	<p>3 利用者支援事業（母子保健型）</p> <p>【支援対象者】妊娠している者で妊娠の届出を市長又は他の市区町村長に提出した者</p> <p>【実施方式】直営</p> <p>【圏域】市内</p> <p>【支援機関】健康推進課</p> <p>【事業の内容】</p> <p>①各家庭の状況に応じた妊婦の出産及び子育ての支援のため、保健師等が妊婦と面談し、妊婦の心身の状態、家庭の状況等について把握すること。</p> <p>②面談を受けた妊婦が利用できる母子保健サービスを情報提供すること。</p> <p>③継続的な支援が必要と判断した場合は、面談を受けた妊婦の支援プラン等を作成し、関係機関と連携の上支援を実施すること。</p> <p>【所管課】健康推進課【実施時期】実施中</p>

【表7】包括的相談支援事業の事業内容等(続き)

法106の4第2項		対象事業			
		実施する事業	分野	事業名	事業内容等
第1号	二	包括的相談支援事業	生活困窮	自立相談支援事業	<p>生活困窮者自立支援事業</p> <p>【支援対象者】生活保護が開始される前の段階にある生活困窮者</p> <p>【実施方式】 委託：公益社団法人 東京社会福祉士会</p> <p>【圏域】市内</p> <p>【支援機関】こま YELL</p> <p>【事業の内容】</p> <p>①生活困窮者の相談に応じ、生活困窮者が抱える課題を把握すること。</p> <p>②生活困窮者の状況及び本人の意思を十分に確認することを通じて、それぞれの状態にあった支援計画の作成等を行うこと。</p> <p>③必要な支援を総合調整し、その効果を評価及び確認をしながら当該生活困窮者を包括的かつ継続的に支えること。</p> <p>④地域での見守り体制構築や関係機関のネットワークづくりを行うこと。</p> <p>⑤地域に不足する社会資源の開発等を行うこと。</p> <p>【所管課】福祉相談課【実施時期】実施中</p>

(2)参加支援事業

参加支援事業として行う事業の内容、その提供体制等は次のとおりです。(表8)

【表8】参加支援事業の事業内容等

法106の4第2項	対象事業			
	実施する事業	分野	事業名	事業内容等
第2号	参加支援事業			<p>生活困窮者以外の就労準備支援事業</p> <p>【支援対象者】生活困窮者になるおそれのある市民</p> <p>【実施方式】 委託：公益社団法人東京社会福祉士会</p> <p>【圏域】市内</p> <p>【支援機関】こま YELL</p> <p>【事業の内容】次のことを計画的、かつ、一貫して支援すること。</p> <p>①生活困窮者になるおそれのある市民の生活習慣の確立</p> <p>②生活困窮者になるおそれのある市民の社会参加能力の形成</p> <p>③生活困窮者になるおそれのある市民の事業所での就労体験等一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成</p> <p>【利用可能な社会資源】 狛江市社会福祉協議会、認定就労訓練事業所、就労体験協力事業者(未認定)、ハローワーク、無料職業紹介事業者、若者サポートステーション、シルバー人材センター、障害福祉サービス事業所障害者就業・生活支援センター、商工会議所、NPO・ボランティア団体</p> <p>【連携先】 狛江市社会福祉協議会、認定就労訓練事業所、就労体験協力事業者(未認定)、ハローワーク、無料職業紹介事業者、シルバー人材センター、障害福祉サービス事業所障害者就業・生活支援センター、商工会議所、NPO・ボランティア団体</p> <p>【所管課】 福祉相談課</p> <p>【実施時期】 令和4年4月1日～</p>

(3)地域づくり事業

地域づくり事業として行う事業の内容、その提供体制等は次のとおりです。(表9)

【表9】地域づくり事業の事業内容等

法106の4第2項		対象事業			
		実施する事業	分野	事業名	事業内容等
第3号	イ	地域づくり事業	介護	地域介護予防活動支援事業	<p>1 介護予防・フレイル¹⁴予防に関する教室</p> <p>【支援対象者】高齢者</p> <p>【実施方式】市（あおぞら健康講座）及び委託： ①社会福祉法人狛江市社会福祉協議会 ②社会福祉法人狛江福祉会 ③社会福祉法人正吉福祉会</p> <p>【圏域】全域及び日常生活圏域</p> <p>【支援機関】 ①あいとぴあ地域包括支援センター ②地域包括支援センターこまえ苑 ③地域包括支援センターこまえ正吉苑</p> <p>【業務内容】 ①あおぞら健康講座：前期・後期各12回、2教室で高齢者を対象に介護予防・フレイル予防に関する講座を開催する。 ②介護予防普及啓発事業：年36回、3箇所の地域包括支援センターで高齢者を対象に介護予防・フレイル予防に関する講座を開催する。</p> <p>【所管課】高齢障がい課【実施時期】実施中</p>

¹⁴Frailtyが語源となっており、「虚弱」や「老衰」、「脆弱」などを意味する。厚生労働省研究班の報告書では「加齢とともに身心の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、身心の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」とされており、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味する。

【表9】地域づくり事業の事業内容等(続き)

法106の4第2項		対象事業			
		実施する事業	分野	事業名	事業内容等
第3号	イ	地域づくり事業	介護	地域介護予防活動支援事業	<p>2 自主的な介護予防・フレイル予防活動</p> <p>【支援対象者】あおぞら健康講座を修了した高齢者</p> <p>【実施方式】高齢者による自主的な介護予防・フレイル予防活動</p> <p>【圏域】市内</p> <p>【支援機関】高齢者運動推進員</p> <p>【業務内容】高齢者運動推進員3人が支援し、介護予防・フレイル予防活動を行う高齢者の団体が毎週1回自主的に介護予防・フレイル予防活動を行う。</p> <p>【所管課】高齢障がい課【実施時期】実施中</p>
					<p>3 遊具を用いた介護予防・フレイル予防活動</p> <p>【支援対象者】高齢者</p> <p>【実施方式】高齢者による自主的な介護予防・フレイル予防活動</p> <p>【圏域】4会場</p> <p>①西河原公園</p> <p>②藤塚第四児童公園</p> <p>③岩戸川緑地公園</p> <p>④谷戸橋南広場</p> <p>【支援機関】高齢者運動推進員</p> <p>【業務内容】高齢者運動推進員4人が支援し、市内4会場で高齢者が自主的に遊具を用いた介護予防・フレイル予防活動を行う。</p> <p>【所管課】高齢障がい課【実施時期】実施中</p>

【表9】地域づくり事業の事業内容等(続き)

法106の4第2項		対象事業			
		実施する事業	分野	事業名	事業内容等
第3号	イ	地域づくり事業	介護	地域介護予防活動支援事業	<p>4 高齢者体力測定事業</p> <p>【支援対象者】市内全域の65歳以上の高齢者</p> <p>【実施方式】委託：株式会社ティップネス</p> <p>【圏域】4会場</p> <p>①西河原公園</p> <p>②藤塚第四児童公園</p> <p>③岩戸川緑地公園</p> <p>④谷戸橋南広場</p> <p>【支援機関】-</p> <p>【業務内容】市内4会場で介護予防運動指導員が市内全域の65歳以上の高齢者の体力測定を行う。</p> <p>【所管課】高齢障がい課【実施時期】実施中</p>
					<p>5 ICTを活用した介護予防拠点整備事業</p> <p>【支援対象者】高齢者</p> <p>【実施方式】委託：</p> <p>①社会福祉法人狛江市社会福祉協議会</p> <p>②社会福祉法人狛江福祉会</p> <p>③社会福祉法人正吉福祉会</p> <p>【圏域】市内日常生活圏域3箇所</p> <p>【支援機関】</p> <p>①あいとぴあ地域包括支援センター</p> <p>②地域包括支援センターこまえ苑</p> <p>③地域包括支援センターこまえ正吉苑</p> <p>【業務内容】各地域包括支援センターにICT拠点を整備し、デジタル化した介護予防事業を実施する。</p> <p>①デジタル講座の実施</p> <p>②既存事業（介護予防普及啓発事業、家族会議者の会、認知症カフェ等）のオンライン化又はハイブリッド化の推進</p> <p>③新たなスタイルの通いの場の創設等</p> <p>【所管課】高齢障がい課【実施時期】実施中</p>

【表9】地域づくり事業の事業内容等(続き)

法106の4第2項		対象事業			
		実施する事業	分野	事業名	事業内容等
第3号	イ	地域づくり事業	介護	地域介護予防活動支援事業	<p>6 認知症予防事業</p> <p>【支援対象者】高齢者</p> <p>【実施方式】委託：地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター</p> <p>【圏域】市内</p> <p>【支援機関】絵本読み聞かせ講座修了生</p> <p>【業務内容】絵本の選書、発声、感情表現等を専門のインストラクターから集中的に学び、講座終了後はボランティアとして定期的に保育園、小・中学校、高齢者施設等で絵本の読み聞かせ活動を行えるように支援する。</p> <p>【所管課】高齢障がい課【実施時期】実施中</p>
					<p>7 介護予防普及啓発事業</p> <p>【支援対象者】65歳以上の高齢者</p> <p>【実施方式】委託：</p> <p>①社会福祉法人狛江市社会福祉協議会</p> <p>②社会福祉法人狛江福祉会</p> <p>③社会福祉法人正吉福祉会</p> <p>【圏域】市内日常生活圏域3箇所</p> <p>【支援機関】</p> <p>①あいとぴあ地域包括支援センター</p> <p>②地域包括支援センターこまえ苑</p> <p>③地域包括支援センターこまえ正吉苑</p> <p>【業務内容】転倒予防、認知症予防等を内容とした介護予防講座を月3回程度開催する。</p> <p>【所管課】高齢障がい課【実施時期】実施中</p>

【表9】地域づくり事業の事業内容等(続き)

法106の4第2項		対象事業			
		実施する事業	分野	事業名	事業内容等
第3号	イ	地域づくり事業	介護	地域介護予防活動支援事業	<p>8 口腔機能の向上事業</p> <p>【支援対象者】概ね 65 歳以上の高齢者</p> <p>【実施方式】委託：一般社団法人東京都狛江市歯科医師会</p> <p>【圏域】市内</p> <p>【支援機関】狛江市歯科医師会</p> <p>【業務内容】概ね 65 歳以上の高齢者を対象に、歯科医師による講話、健康運動指導士による口腔体操、歯科衛生士による口腔ケアの実践を総合的に学べる講座を開催する。</p> <p>【所管課】高齢障がい課【実施時期】実施中</p>
					<p>9 会食会事業</p> <p>【支援対象者】概ね 65 歳以上の高齢者で自力又はボランティアの協力を得て参加できる方</p> <p>【実施方式】委託：</p> <p>①ときの会</p> <p>②グループ・アイ</p> <p>③グループ野川</p> <p>④こまえ共生の家「多麻」</p> <p>【圏域】</p> <p>①あいとぴあセンター</p> <p>②南部地域センター</p> <p>③野川地域センター</p> <p>④こまえ共生の家「多麻」</p> <p>【支援機関】</p> <p>①ときの会</p> <p>②グループ・アイ</p> <p>③グループ野川</p> <p>④こまえ共生の家「多麻」</p> <p>【業務内容】①～③は月1回、④は週1回開催、会食後は歌唱等のリクリエーションを実施</p> <p>【所管課】高齢障がい課【実施時期】実施中</p>

【表9】地域づくり事業の事業内容等(続き)

法106の4第2項		対象事業			
		実施する事業	分野	事業名	事業内容等
第3号	イ	地域づくり事業	介護	地域介護予防活動支援事業	<p>10 高齢者等生きがいポイント事業 【支援対象者】第1号・第2号被保険者 【実施方式】委託：ユーシーテクノロジー株式会社 【圏域】市内 【支援機関】株式会社NTTドコモ 【業務内容】市内の特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等が提供する事業に参加したものに対して、その実績に応じてポイントを付与する。 【所管課】高齢障がい課 【実施時期】実施中</p>
					<p>11 ウォーキングイベント 【支援対象者】市民 【実施方式】委託：有限会社 ハイライフサポート 【圏域】市内 【支援機関】有限会社 ハイライフサポート 【業務内容】令和2年度に作成した狛江ウォーキングマップを活用して、ウォーキングイベントを実施する。 【所管課】健康推進課【実施時期】実施中</p>
					<p>12 トレーニング事業 【支援対象者】40歳以上の市民 【実施方式】委託：有限会社 ハイライフサポート 【圏域】市内 【支援機関】有限会社 ハイライフサポート 【業務内容】あいとぴあセンターの健康増進室において、40歳以上の人を対象に運動を行う。3箇月間を1クールとしたセミナーを年に4期開催。また、セミナーを終了した人はフリー利用者として、1回300円で健康増進室を2時間利用できる。 【所管課】健康推進課【実施時期】実施中</p>

【表9】地域づくり事業の事業内容等(続き)

法106の4第2項		対象事業			
		実施する事業	分野	事業名	事業内容等
第3号	□	地域づくり事業	介護	生活支援体制整備事業	<p>1 生活支援コーディネーターの配置</p> <p>【支援対象者】高齢者</p> <p>【実施方式】委託：社会福祉法人狛江市社会福祉協議会</p> <p>【圏域】市内</p> <p>【支援機関】狛江市社会福祉協議会</p> <p>【業務内容】次の3つの役割を担う。</p> <p>①生活支援サービスの把握及び開発並びに提供主体の養成</p> <p>②生活支援サービス提供主体間のネットワークの構築</p> <p>③地域における互助による支援体制づくり</p> <p>【所管課】高齢障がい課【実施時期】実施中</p>
					<p>2 協議会の設置</p> <p>【支援対象者】高齢者</p> <p>【実施方式】委託：社会福祉法人狛江市社会福祉協議会</p> <p>【圏域】市内</p> <p>【支援機関】狛江市社会福祉協議会</p> <p>【業務内容】高齢者の生活支援を担う団体・機関等の実務者を委員として、生活支援体制整備協議会を設置し、コーディネーターの活動をサポートし、地域資源やその開発に向けた意見交換等を行う。</p> <p>【所管課】高齢障がい課【実施時期】実施中</p>

【表9】地域づくり事業の事業内容等(続き)

法106の4第2項		対象事業			
		実施する事業	分野	事業名	事業内容等
第3号	ハ	地域づくり事業	障がい	地域活動支援センター事業	1 地域活動支援センター（Ⅰ型）事業 【支援対象者】障がい者（主として精神障がい者） 【実施方式】委託：NPO 狛江さつき会 【圏域】市内 【支援機関】地域生活支援センターリヒト 【業務内容】 ①日常生活の支援 ②相談及び関係機関連絡 ③地域交流等の場の提供 ④創作的活動又は生産活動の機会の提供 ⑤情報の提供 ⑥医療中断防止対策 ⑦見守り支援 【所管課】高齢障がい課【実施時期】実施中
					2 地域活動支援センター（Ⅲ型）事業 【支援対象者】障がい者 【実施方式】委託：NPO 法人えるが 【圏域】市内 【支援機関】NPO 法人えるが 【業務内容】 ①利用者に対する創作的活動又は生産活動の機会の提供 ②社会との交流の促進 ③障がい者等の居場所づくり等 【所管課】高齢障がい課【実施時期】実施中

【表9】地域づくり事業の事業内容等(続き)

法106の4第2項		対象事業			
		実施する事業	分野	事業名	事業内容等
第3号	二	地域子育て支援拠点事業	子育て	子ども家庭支援センター事業	<p>子ども家庭支援センター</p> <p>【支援対象者】18歳未満の児童及びその保護者</p> <p>【実施方式】指定管理：社会福祉法人 雲柱社</p> <p>【圏域】市内</p> <p>【支援機関】雲柱社</p> <p>【事業の内容】</p> <p>①子どもと家庭の総合的な相談及び指導</p> <p>②子どもと家庭を支援するサービスの提供</p> <p>③子育てグループ等への支援</p> <p>④地域の子育て支援活動の推進</p> <p>⑤関係機関との連携及び調整</p> <p>⑥子育てに係る情報提供</p> <p>⑦子どもの虐待の防止</p> <p>【所管課】子ども発達支援課【実施時期】実施中</p>

【表9】地域づくり事業の事業内容等(続き)

法106の4第2項		対象事業			
		実施する事業	分野	事業名	本事業の事業内容等
第3号	二	地域子育て支援拠点事業	子育て	児童館事業	<p>児童館事業</p> <p>【支援対象者】18歳未満の児童</p> <p>【実施方式】指定管理：社会福祉法人 雲柱社、株式会社 こどもの森</p> <p>【圏域】</p> <p>①岩戸児童センター</p> <p>②和泉児童館</p> <p>③北部児童館（愛称 こまっこ児童館）</p> <p>【支援機関】</p> <p>①②雲柱社、③こどもの森</p> <p>【事業の内容】</p> <p>①児童のレクリエーション活動及びクラブ活動の指導奨励</p> <p>②児童福祉及び児童文化に関する資料の収集又は展示</p> <p>③児童福祉に関する講座の開設</p> <p>④児童の育成相談</p> <p>⑤市に居住し小学校に在籍する児童で、かつ、労働等により保護者等が昼間家庭にいない者に対する放課後における健全育成</p> <p>【所管課】児童育成課【実施時期】実施中</p>

【表9】地域づくり事業の事業内容等(続き)

法106の4第2項		対象事業			
		実施する事業	分野	事業名	事業内容等
第3号	-	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	生活困窮	地域共生社会推進事業	<p>地域共生社会推進事業（福祉カレッジ事業・福祉のまちづくり委員会事業）</p> <p>【支援対象者】 市民</p> <p>【実施方式】 委託：社会福祉法人狛江市社会福祉協議会</p> <p>【圏域】</p> <p>①福祉カレッジ事業：市内</p> <p>②福祉のまちづくり委員会事業：市内日常生活圏域3箇所に設置</p> <p>【支援機関】 狛江市社会福祉協議会</p> <p>【事業の内容】</p> <p>狛江市地域共生社会推進事業実施要綱(平成30年要綱第30号)第5条第1号及び第2号(一部改正し、第2号に福祉のまちづくり委員会の運営を加える予定)</p> <p>【所管課】 福祉政策課</p> <p>【実施時期】 実施中</p>

(4)アウトリーチ等事業

アウトリーチ等事業として行う事業の内容、その提供体制等は次のとおりです。(表10)

【表10】アウトリーチ等事業の事業内容等

法106の4第2項	対象事業			
	実施する事業	分野	事業名	事業内容等
第4号	アウトリーチ等事業			<p>1 地域共生社会推進事業（コミュニティソーシャルワーカーの配置）</p> <p>【支援対象者】 狭間の問題・複合的な課題を抱える市民</p> <p>【実施方式】 委託：社会福祉法人狛江市社会福祉協議会</p> <p>【圏域】市内日常生活圏域3箇所に配置</p> <p>【支援機関】狛江市社会福祉協議会</p> <p>【事業の内容】</p> <p>①生活課題を抱える市民及びその世帯に対する個別支援</p> <p>②日常生活圏域における生活支援の仕組みづくり</p> <p>③日常生活圏域で解決できない問題を解決していく仕組みづくり</p> <p>【所管課】福祉政策課</p> <p>【実施時期】実施中</p>

(5)多機関協働事業

多機関協働事業として行う事業の内容、その提供体制等は次のとおりです。(表11)

【表11】多機関協働事業の事業内容等

法106の4第2項	対象事業			
	実施する事業	分野	事業名	事業内容等
第4号・第5号			多機関協働事業・支援プランの作成	<p>1 地域共生社会推進事業（相談支援包括化推進員の配置）</p> <p>【支援対象者】 狭間の問題・複合的な課題を抱える市民・世帯</p> <p>【実施方式】</p> <p>①一部直営：福祉相談課相談支援係長が兼務</p> <p>②一部委託： 委託：社会福祉法人狛江市社会福祉協議会 コミュニティソーシャルワーカーが兼務</p> <p>【圏域】</p> <p>①一部直営：市内</p> <p>②一部委託：市内日常生活圏域3箇所に配置</p> <p>【支援機関】</p> <p>①一部直営：福祉相談課</p> <p>②一部委託：社会福祉法人狛江市社会福祉協議会</p> <p>【事業の内容】</p> <p>①生活課題を抱える市民及びその世帯に対する包括的な支援</p> <p>②相談支援包括化ネットワークの推進</p> <p>③自主財源の確保のための取組の推進</p> <p>④新たな社会資源創出のための取組</p> <p>【所管課】福祉政策課</p> <p>【実施時期】実施中</p>

2 重層的支援体制整備事業で使用する帳票類

(1) つなぐシート

表

つなぐシート

【基本情報】

対象者	ふりがな					
	氏名					
	生年月日		年齢	歳	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	住所	〒 -				
	電話	自宅		携帯		
	メール					
来談者 ※ご本人以外 の場合	氏名		来談者の ご本人と の関係	<input type="checkbox"/> 家族 (本人との続柄)		
	電話	() -		<input type="checkbox"/> その他 ()		

【ご相談内容】

ご相談されたい内容に○をおつけください。

※複数ある場合は一番のお困りごとに◎をおつけください。

<input type="checkbox"/>	病気や健康について	<input type="checkbox"/>	心の悩み	<input type="checkbox"/>	障がいについて
<input type="checkbox"/>	介護について	<input type="checkbox"/>	子育てについて	<input type="checkbox"/>	ひきこもりについて
<input type="checkbox"/>	税金や公共料金の支払いについて	<input type="checkbox"/>	生活費・家計について	<input type="checkbox"/>	債務について
<input type="checkbox"/>	消費生活相談	<input type="checkbox"/>	DV・虐待	<input type="checkbox"/>	成年後見・権利擁護について
<input type="checkbox"/>	教育について	<input type="checkbox"/>	就労について	<input type="checkbox"/>	その他 ()

【相談の内容を具体的に記入ください】

【連絡方法】

※相談支援機関から連絡しますので、必ず連絡の方法を記入ください。

<input type="checkbox"/> 自宅電話	<input type="checkbox"/> 携帯電話	その他 ()
連絡希望時間帯	<input type="checkbox"/> あり (時頃)	<input type="checkbox"/> なし

【ご本人の同意をお願いします】

相談支援にあたり、このシートを必要となる関係機関(者)と共有することに同意します。

年 月 日 本人署名

(備考) 相談内容の状況により、本人の同意が得られない場合は、その理由を記入ください。

裏

(初回相談受付)

相談内容・概要	相談受付日 月 日 () 受付者 連絡先 ()	
	(本人の状況)	(家族構成図)
	(相談の主訴)	(家族の状況)
	頼れる方はいらっしゃいますか。 いる ・ いない	(いる場合) 氏名 関係
	〈今回の対応〉	

※上記に記入出来ない場合は、別紙(任意様式)で構いません。



【相談のつなぎ先】

受付日：	年	月	日	
所属：		氏名：		連絡先：
相談の対応：				



【相談のつなぎ先】

受付日：	年	月	日	
所属：		氏名：		連絡先：
相談の対応：				

(2) 多機関協働事業用帳票
 ア インテーク・アセスメントシート

1枚目

インテーク・アセスメントシート				
受付番号		氏名		相談受付日 西暦 年 月 日
主担当者	備考			

■相談経路・相談歴

相談経路	その他 自由記述																		
これまでに相談歴がある機関（本人や家族に過去にどこかの機関への相談経験があるかを確認）																			
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">就労</td> <td> <input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 職業訓練機関 <input type="checkbox"/> 就労準備支援機関 <input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション <input type="checkbox"/> 就労支援法人・団体(就労訓練事業を含む) <input type="checkbox"/> 一般企業 <input type="checkbox"/> 各種協同組合(生協等) <input type="checkbox"/> 農業者・農業団体 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療</td> <td> <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> (医療機関の内、無料低額診療実施機関) <input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">障害</td> <td> <input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署 <input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター <input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター <input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター <input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所 <input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢</td> <td> <input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">子ども・人権</td> <td> <input type="checkbox"/> 行政の子ども家庭担当部署 <input type="checkbox"/> 教育委員会 <input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・子ども園 <input type="checkbox"/> 小・中・高(特別支援含む)学校 <input type="checkbox"/> 大学等(高等専門学校、専修学校、各種学校含む) <input type="checkbox"/> その他教育機関 <input type="checkbox"/> 家庭児童相談室(福祉事務所) <input type="checkbox"/> 児童相談所・児童家庭支援センター <input type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点 <input type="checkbox"/> その他子育て支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の人権担当部署 <input type="checkbox"/> 男女共同参画センター <input type="checkbox"/> 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター </td> </tr> </table>	就労	<input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 職業訓練機関 <input type="checkbox"/> 就労準備支援機関 <input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション <input type="checkbox"/> 就労支援法人・団体(就労訓練事業を含む) <input type="checkbox"/> 一般企業 <input type="checkbox"/> 各種協同組合(生協等) <input type="checkbox"/> 農業者・農業団体	医療	<input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> (医療機関の内、無料低額診療実施機関) <input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署	障害	<input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署 <input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター <input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター <input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター <input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所 <input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設	高齢	<input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所	子ども・人権	<input type="checkbox"/> 行政の子ども家庭担当部署 <input type="checkbox"/> 教育委員会 <input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・子ども園 <input type="checkbox"/> 小・中・高(特別支援含む)学校 <input type="checkbox"/> 大学等(高等専門学校、専修学校、各種学校含む) <input type="checkbox"/> その他教育機関 <input type="checkbox"/> 家庭児童相談室(福祉事務所) <input type="checkbox"/> 児童相談所・児童家庭支援センター <input type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点 <input type="checkbox"/> その他子育て支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の人権担当部署 <input type="checkbox"/> 男女共同参画センター <input type="checkbox"/> 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">保護</td> <td> <input type="checkbox"/> 福祉事務所(生活保護担当部署) <input type="checkbox"/> ホームレス支援機関 <input type="checkbox"/> 一時保護施設 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 更生保護施設・自立準備ホーム <input type="checkbox"/> 地域生活定着支援センター </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生活・金銭</td> <td> <input type="checkbox"/> 自立相談支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の税担当部署 <input type="checkbox"/> 行政の保険・年金担当部署(年金事務所含む) <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 <input type="checkbox"/> 家計改善支援機関 <input type="checkbox"/> 食糧支援関係団体(フードバンク等) <input type="checkbox"/> 小口貸付(生活福祉資金除く) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(生活福祉資金) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(日常生活自立支援事業) <input type="checkbox"/> 成年後見人制度の支援機関 <input type="checkbox"/> 法テラス・弁護士・司法書士 <input type="checkbox"/> 消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住居</td> <td> <input type="checkbox"/> 行政の住宅施策担当部署(居住支援協議会) <input type="checkbox"/> 居住支援法人 <input type="checkbox"/> 不動産・保証関係会社 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td> <input type="checkbox"/> 他地域の生活困窮者自立相談支援機関 <input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員 <input type="checkbox"/> 外国人支援団体・相談窓口 <input type="checkbox"/> ひきこもり支援機関 <input type="checkbox"/> NPO・ボランティア団体 <input type="checkbox"/> 商店街・商工会等経済団体 <input type="checkbox"/> 町内会・自治会、福祉委員、近隣住民 <input type="checkbox"/> ライフライン民間事業者(電気・ガス・水道) <input type="checkbox"/> 保健所(動物・ペットの多頭飼育等) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(資金、日常生活自立支援以外) <input type="checkbox"/> その他行政の担当部署 <input type="checkbox"/> 家族・親族・その他キーパーソン <input type="checkbox"/> その他1 () </td> </tr> </table>	保護	<input type="checkbox"/> 福祉事務所(生活保護担当部署) <input type="checkbox"/> ホームレス支援機関 <input type="checkbox"/> 一時保護施設 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 更生保護施設・自立準備ホーム <input type="checkbox"/> 地域生活定着支援センター	生活・金銭	<input type="checkbox"/> 自立相談支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の税担当部署 <input type="checkbox"/> 行政の保険・年金担当部署(年金事務所含む) <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 <input type="checkbox"/> 家計改善支援機関 <input type="checkbox"/> 食糧支援関係団体(フードバンク等) <input type="checkbox"/> 小口貸付(生活福祉資金除く) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(生活福祉資金) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(日常生活自立支援事業) <input type="checkbox"/> 成年後見人制度の支援機関 <input type="checkbox"/> 法テラス・弁護士・司法書士 <input type="checkbox"/> 消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口	住居	<input type="checkbox"/> 行政の住宅施策担当部署(居住支援協議会) <input type="checkbox"/> 居住支援法人 <input type="checkbox"/> 不動産・保証関係会社	その他	<input type="checkbox"/> 他地域の生活困窮者自立相談支援機関 <input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員 <input type="checkbox"/> 外国人支援団体・相談窓口 <input type="checkbox"/> ひきこもり支援機関 <input type="checkbox"/> NPO・ボランティア団体 <input type="checkbox"/> 商店街・商工会等経済団体 <input type="checkbox"/> 町内会・自治会、福祉委員、近隣住民 <input type="checkbox"/> ライフライン民間事業者(電気・ガス・水道) <input type="checkbox"/> 保健所(動物・ペットの多頭飼育等) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(資金、日常生活自立支援以外) <input type="checkbox"/> その他行政の担当部署 <input type="checkbox"/> 家族・親族・その他キーパーソン <input type="checkbox"/> その他1 ()
就労	<input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 職業訓練機関 <input type="checkbox"/> 就労準備支援機関 <input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション <input type="checkbox"/> 就労支援法人・団体(就労訓練事業を含む) <input type="checkbox"/> 一般企業 <input type="checkbox"/> 各種協同組合(生協等) <input type="checkbox"/> 農業者・農業団体																		
医療	<input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> (医療機関の内、無料低額診療実施機関) <input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署																		
障害	<input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署 <input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター <input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター <input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター <input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所 <input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設																		
高齢	<input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所																		
子ども・人権	<input type="checkbox"/> 行政の子ども家庭担当部署 <input type="checkbox"/> 教育委員会 <input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・子ども園 <input type="checkbox"/> 小・中・高(特別支援含む)学校 <input type="checkbox"/> 大学等(高等専門学校、専修学校、各種学校含む) <input type="checkbox"/> その他教育機関 <input type="checkbox"/> 家庭児童相談室(福祉事務所) <input type="checkbox"/> 児童相談所・児童家庭支援センター <input type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点 <input type="checkbox"/> その他子育て支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の人権担当部署 <input type="checkbox"/> 男女共同参画センター <input type="checkbox"/> 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター																		
保護	<input type="checkbox"/> 福祉事務所(生活保護担当部署) <input type="checkbox"/> ホームレス支援機関 <input type="checkbox"/> 一時保護施設 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 更生保護施設・自立準備ホーム <input type="checkbox"/> 地域生活定着支援センター																		
生活・金銭	<input type="checkbox"/> 自立相談支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の税担当部署 <input type="checkbox"/> 行政の保険・年金担当部署(年金事務所含む) <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 <input type="checkbox"/> 家計改善支援機関 <input type="checkbox"/> 食糧支援関係団体(フードバンク等) <input type="checkbox"/> 小口貸付(生活福祉資金除く) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(生活福祉資金) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(日常生活自立支援事業) <input type="checkbox"/> 成年後見人制度の支援機関 <input type="checkbox"/> 法テラス・弁護士・司法書士 <input type="checkbox"/> 消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口																		
住居	<input type="checkbox"/> 行政の住宅施策担当部署(居住支援協議会) <input type="checkbox"/> 居住支援法人 <input type="checkbox"/> 不動産・保証関係会社																		
その他	<input type="checkbox"/> 他地域の生活困窮者自立相談支援機関 <input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員 <input type="checkbox"/> 外国人支援団体・相談窓口 <input type="checkbox"/> ひきこもり支援機関 <input type="checkbox"/> NPO・ボランティア団体 <input type="checkbox"/> 商店街・商工会等経済団体 <input type="checkbox"/> 町内会・自治会、福祉委員、近隣住民 <input type="checkbox"/> ライフライン民間事業者(電気・ガス・水道) <input type="checkbox"/> 保健所(動物・ペットの多頭飼育等) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(資金、日常生活自立支援以外) <input type="checkbox"/> その他行政の担当部署 <input type="checkbox"/> 家族・親族・その他キーパーソン <input type="checkbox"/> その他1 ()																		

■相談歴の概況／相談経緯（誰が、どこに、どのような相談をしたか、その結果がどうであったかを記載）

■本人の主訴・状況(生活歴を含む)

2枚目

■本人の主訴・状況(続き)

(1)家族・地域関係・住まい

同居者	<input type="checkbox"/> 有(自分を含んで 人) <input type="checkbox"/> 無				別居の家族	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無			
婚姻	<input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 既婚 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> その他()				子ども	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(人→扶養 人)			
世帯類型	単身世帯(65歳以上)				その他世帯の詳細(自由記述)				
本人	氏名	続柄	性別	年齢	世帯員4	氏名	続柄	性別	年齢
		本人							
世帯員1	氏名	続柄	性別	年齢	世帯員5	氏名	続柄	性別	年齢
世帯員2	氏名	続柄	性別	年齢	世帯員6	氏名	続柄	性別	年齢
世帯員3	氏名	続柄	性別	年齢	世帯員7	氏名	続柄	性別	年齢
家族の状況(子どものことを含む)									
住居	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 賃貸アパート・マンション <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 会社の寮・借り上げ住宅 <input type="checkbox"/> 野宿 <input type="checkbox"/> その他()				地域との関係				
特記事項									

(2)健康・障害

通院状況	<input type="checkbox"/> 通院している <input type="checkbox"/> 通院していない/健康状態良い <input type="checkbox"/> 通院していない/健康状態悪い			通院先/服薬・診断・症状等					
健康保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 健康保険(国保以外) <input type="checkbox"/> 加入していない			障害者手帳等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 身体 (級) <input type="checkbox"/> 知的(療育)() <input type="checkbox"/> 精神 (級)				
					自立支援医療 <input type="checkbox"/> 利用 <input type="checkbox"/> 利用せず				
特記事項									

(3)収入・公的給付・債務等

家計の収支状況	世帯として 月々入ってくるお金 (月額 円) 月々出ていくお金 (月額 円)			家計状況					
課税状況	<input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯である <input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯ではない			滞納	<input type="checkbox"/> 滞納あり <input type="checkbox"/> 滞納なし				
				債務	<input type="checkbox"/> 債務あり (<input type="checkbox"/> うち生活福祉資金債務あり) <input type="checkbox"/> 債務なし				
公的給付(受給中)	<input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 老齢年金・遺族年金 <input type="checkbox"/> 障害者年金 <input type="checkbox"/> 特別障害者手当 <input type="checkbox"/> 児童手当 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 住居確保給付金 <input type="checkbox"/> その他()			生活保護					
特記事項									

裏

■法に基づく事業等

メニュー		利用有無		支援方針(期間・実施機関等)			
1	参加支援事業	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	支援期間 西暦 年 月 日 ~ 西暦 年 月 日			
				<input type="checkbox"/> 申込中	<input type="checkbox"/> 既利用	<input type="checkbox"/> 申込予定	備考()
2	アウトリーチ事業	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	支援期間 西暦 年 月 ~ 西暦 年 月			
				<input type="checkbox"/> 申込中	<input type="checkbox"/> 既利用	<input type="checkbox"/> 申込予定	備考()

■プランの期間と次回モニタリング(予定)時期

プラン期間	西暦 年 月 日 まで	次回モニタリング時期	西暦 年 月
-------	-------------	------------	--------

■プランに関する本人同意・申込署名欄

様
私は、 <input type="checkbox"/> 上記のプランに基づく支援について同意します。 <input type="checkbox"/> 法に基づく事業(上記1, 2)の利用について申し込みます。
西暦 ____年 ____月 ____日 本人署名 _____

<重層的支援会議・支援決定>

重層的支援会議開催日	① 西暦 年 月 日	支援決定・確認	<input type="checkbox"/> 支援決定 (法に基づく事業(上記1, 2))
	② 西暦 年 月 日		<input type="checkbox"/> 確認
	③ 西暦 年 月 日		(決定・確認日: 西暦 年 月 日)

<備考>

<必要添付書類>

<input type="checkbox"/> インテーク・アセスメントシート
--

ウ 評価シート

表

評価シート						
受付番号				氏名		
評価回	評価()回目	評価担当者			評価記入日	西暦 年 月 日
■目標の達成状況						
目標の達成状況						
見られた変化	生活面	<input type="checkbox"/> 生活保護適用 <input type="checkbox"/> 住まいの確保・安定 <input type="checkbox"/> 医療機関受診開始 <input type="checkbox"/> 健康状態の改善 <input type="checkbox"/> 障害者手帳取得 <input type="checkbox"/> 自立意欲の向上・改善 <input type="checkbox"/> 対人関係・家族関係の改善 <input type="checkbox"/> 生活習慣の改善 <input type="checkbox"/> 孤立の解消 <input type="checkbox"/> 精神の安定 <input type="checkbox"/> 家計の改善 <input type="checkbox"/> 債務の整理 <input type="checkbox"/> 保険関係収入の増加 <input type="checkbox"/> 年金関係収入の増加 <input type="checkbox"/> その他収入増加(一般就労以外) <input type="checkbox"/> 就労収入増加(一般就労において、転職・勤務時間の増加等により増収した場合)				
	社会面	<input type="checkbox"/> 職場定着 <input type="checkbox"/> 一般就労開始(目的が継続的な就労(障害者雇用含む)) <input type="checkbox"/> 一般就労開始(目的が時限的) <input type="checkbox"/> 雇用契約を伴う支援付き就労(就労訓練事業、就労継続A型等) <input type="checkbox"/> 障害者サービス活用(就労継続B型、就労移行支援等) <input type="checkbox"/> 自営業等雇用外の就労開始 <input type="checkbox"/> 就職活動開始 <input type="checkbox"/> 職業訓練の開始、就学 <input type="checkbox"/> 社会参加機会の増加				
	他	<input type="checkbox"/> その他()				
	/	<input type="checkbox"/> この間に変化は見られなかった				
現在の状況と残された課題						
■プランの終結・継続に関する本人希望・スタッフ意見						
本人の希望	<input type="checkbox"/> 終結を希望 <input type="checkbox"/> 継続を希望		スタッフの意見			

裏

評価シート

<重層的支援会議における評価実施>

注:他機関へのつなぎにより終結する場合は、対象者が他機関に既につながっている状態であること。

重層的支援会議 開催日	西暦 年 月 日	プラン評価	<input type="checkbox"/> 終結 <input type="checkbox"/> 再プランして継続 <input type="checkbox"/> 中断 (終結の内、他機関へのつなぎ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) (決定日:西暦 年 月 日)
終結後の対応/ 再プラン時の留意 点			

■終結時のつなぎ先情報

注:終結の内、他機関へのつなぎが「あり」にチェックした場合は必須

終結時つなぎ「あり」にチェックした場合のつなぎ先の機関 (あてはまるものすべてにチェック)

これまでの相談歴がある機関(本人や家族に過去にどこかの機関への相談経験があるかを確認)

就 労	<input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 職業訓練機関 <input type="checkbox"/> 就労準備支援機関 <input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション <input type="checkbox"/> 就労支援法人・団体(就労訓練事業を含む) <input type="checkbox"/> 一般企業 <input type="checkbox"/> 各種協同組合(生協等) <input type="checkbox"/> 農業者・農業団体	保 護	<input type="checkbox"/> 福祉事務所(生活保護担当部署) <input type="checkbox"/> ホームレス支援機関 <input type="checkbox"/> 一時保護施設 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 更生保護施設・自立準備ホーム <input type="checkbox"/> 地域生活定着支援センター
	医 療		<input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> (医療機関の内、無料低額診療実施機関) <input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署
障 害		<input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署 <input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター <input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター <input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター <input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所 <input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設	生 活・ 金 銭
	高 齢	<input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所	
子 ど も ・ 人 権		<input type="checkbox"/> 行政の子ども家庭担当部署 <input type="checkbox"/> 教育委員会 <input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・子ども園 <input type="checkbox"/> 小・中・高(特別支援含む)学校 <input type="checkbox"/> 大学等(高等専門学校、専修学校、各種学校含む) <input type="checkbox"/> その他教育機関 <input type="checkbox"/> 家庭児童相談室(福祉事務所) <input type="checkbox"/> 児童相談所・児童家庭支援センター <input type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援センター <input type="checkbox"/> その他子育て支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の人権担当部署 <input type="checkbox"/> 男女共同参画センター <input type="checkbox"/> 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	そ の 他

特記事項 (関係機関名を残す場合は ここに記載)	
--------------------------------	--

(3)参加支援事業用帳票
ア プランシート

参加支援事業のプラン

受付番号		紹介日・ 相談受付日	西暦	年	月	日
作成回	プラン()回目	主担当者				
ふりがな		性別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性	<input type="checkbox"/> ()	
氏名		生年月日	西暦	年	月	日 (歳)

■解決したい課題

■目標(目指す姿)＜本人が設定＞

■実施内容＜関係支援機関が実施すること＞

実施者 (本人・家族等・関係支援機関など)	実施内容(実施事項・期間・頻度など)

■プランの期間と次回モニタリング(予定)時期

※プラン期間	西暦	年	月	日	まで	※次回モニタリング時期	西暦	年	月
--------	----	---	---	---	----	-------------	----	---	---

イ 評価シート

表

評価シート

受付番号		氏名			
評価回	評価()回目	評価担当者		評価記入日	西暦 年 月 日

■目標の達成状況

目標の達成状況					
見られた変化	生活面	<input type="checkbox"/> 生活保護適用 <input type="checkbox"/> 障害者手帳取得 <input type="checkbox"/> 生活習慣の改善 <input type="checkbox"/> 債務の整理 <input type="checkbox"/> その他収入増加(一般就労以外) <input type="checkbox"/> 就労収入増加(一般就労において、転職・勤務時間の増加等により増収した場合)	<input type="checkbox"/> 住まいの確保・安定 <input type="checkbox"/> 自立意欲の向上・改善 <input type="checkbox"/> 孤立の解消 <input type="checkbox"/> 保険関係収入の増加	<input type="checkbox"/> 医療機関受診開始 <input type="checkbox"/> 対人関係・家族関係の改善 <input type="checkbox"/> 精神の安定 <input type="checkbox"/> 年金関係収入の増加	<input type="checkbox"/> 健康状態の改善 <input type="checkbox"/> 家計の改善
	社会面	<input type="checkbox"/> 職場定着 <input type="checkbox"/> 一般就労開始(目的が継続的な就労(障害者雇用含む)) <input type="checkbox"/> 一般就労開始(目的が時限的) <input type="checkbox"/> 障害者サービス活用(就労継続B型、就労移行支援等) <input type="checkbox"/> 就職活動開始 <input type="checkbox"/> その他()			
	他	<input type="checkbox"/> 雇用契約を伴う支援付き就労(就労訓練事業、就労継続A型等) <input type="checkbox"/> 自営業等雇用外の就労開始 <input type="checkbox"/> 職業訓練の開始、就学 <input type="checkbox"/> 社会参加機会の増加			
		<input type="checkbox"/> この間に変化は見られなかった			
現在の状況と残された課題					

■プランの終結・継続に関する本人希望・スタッフ意見

本人の希望	<input type="checkbox"/> 終結を希望 <input type="checkbox"/> 継続を希望	スタッフの意見	
-------	--	---------	--

裏

評価シート

<重層的支援会議における評価実施>
注:他機関へのつなぎにより終結する場合は、対象者が他機関に既につながっている状態であること。

重層的支援会議開催日	西暦 年 月 日	プラン評価	<input type="checkbox"/> 終結 <input type="checkbox"/> 再プランして継続 <input type="checkbox"/> 中断 (終結の内、他機関へのつなぎ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) (決定日:西暦 年 月 日)
終結後の対応/ 再プラン時の留意点			

■終結時のつなぎ先情報

注:終結の内、他機関へのつなぎが「あり」にチェックした場合は必須

終結時つなぎ「あり」にチェックした場合のつなぎ先の機関 (あてはまるものすべてにチェック)

これまでの相談歴がある機関(本人や家族に過去にどこかの機関への相談経験があるかを確認)

就労	<input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 職業訓練機関 <input type="checkbox"/> 就労準備支援機関 <input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション <input type="checkbox"/> 就労支援法人・団体(就労訓練事業を含む) <input type="checkbox"/> 一般企業 <input type="checkbox"/> 各種協同組合(生協等) <input type="checkbox"/> 農業者・農業団体	保護	<input type="checkbox"/> 福祉事務所(生活保護担当部署) <input type="checkbox"/> ホームレス支援機関 <input type="checkbox"/> 一時保護施設 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 更生保護施設・自立準備ホーム <input type="checkbox"/> 地域生活定着支援センター
	医療		<input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> (医療機関の内、無料低額診療実施機関) <input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署
障害		<input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署 <input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター <input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター <input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター <input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所 <input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設	住居
	高齢	<input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所	
子ども・人権		<input type="checkbox"/> 行政の子ども家庭担当部署 <input type="checkbox"/> 教育委員会 <input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・子ども園 <input type="checkbox"/> 小・中・高(特別支援含む)学校 <input type="checkbox"/> 大学等(高等専門学校、専修学校、各種学校含む) <input type="checkbox"/> その他教育機関 <input type="checkbox"/> 家庭児童相談室(福祉事務所) <input type="checkbox"/> 児童相談所・児童家庭支援センター <input type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援センター <input type="checkbox"/> その他子育て支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の人権担当部署 <input type="checkbox"/> 男女共同参画センター <input type="checkbox"/> 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	

特記事項 (関係機関名を残す場合はここに記載)	
----------------------------	--

(4)アウトリーチ等事業用帳票
ア プランシート

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業のプラン

受付番号		紹介日・ 相談受付日	西暦	年	月	日
作成回	プラン()回目	主担当者				
ふりがな		性別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性	<input type="checkbox"/> ()	
氏名		生年月日	西暦	年	月	日 (歳)

■解決したい課題

■支援目標

■実施内容<関係支援機関が実施すること>

実施者 (本人・家族等・関係支援機関など)	実施内容(実施事項・期間・頻度など)

■プランの期間と次回モニタリング(予定)時期

プラン期間	西暦	年	月	日	まで	次回モニタリング時期	西暦	年	月
-------	----	---	---	---	----	------------	----	---	---

イ 評価シート

表

評価シート						
受付番号				氏名		
評価回	評価()回目	評価担当者			評価記入日	西暦 年 月 日
■目標の達成状況						
目標の達成状況						
見られた変化	生活面	<input type="checkbox"/> 生活保護適用 <input type="checkbox"/> 住まいの確保・安定 <input type="checkbox"/> 医療機関受診開始 <input type="checkbox"/> 健康状態の改善 <input type="checkbox"/> 障害者手帳取得 <input type="checkbox"/> 自立意欲の向上・改善 <input type="checkbox"/> 対人関係・家族関係の改善 <input type="checkbox"/> 生活習慣の改善 <input type="checkbox"/> 孤立の解消 <input type="checkbox"/> 精神の安定 <input type="checkbox"/> 家計の改善 <input type="checkbox"/> 債務の整理 <input type="checkbox"/> 保険関係収入の増加 <input type="checkbox"/> 年金関係収入の増加 <input type="checkbox"/> その他収入増加(一般就労以外) <input type="checkbox"/> 就労収入増加(一般就労において、転職・勤務時間の増加等により増収した場合)				
	社会面	<input type="checkbox"/> 職場定着 <input type="checkbox"/> 一般就労開始(目的が継続的な就労(障害者雇用含む)) <input type="checkbox"/> 一般就労開始(目的が時限的) <input type="checkbox"/> 雇用契約を伴う支援付き就労(就労訓練事業、就労継続A型等) <input type="checkbox"/> 障害者サービス活用(就労継続B型、就労移行支援等) <input type="checkbox"/> 自営業等雇用外の就労開始 <input type="checkbox"/> 就職活動開始 <input type="checkbox"/> 職業訓練の開始、就学 <input type="checkbox"/> 社会参加機会の増加				
	他	<input type="checkbox"/> その他()				
	/	<input type="checkbox"/> この間に変化は見られなかった				
現在の状況と残された課題						
■プランの終結・継続に関する本人希望・スタッフ意見						
本人の希望	<input type="checkbox"/> 終結を希望 <input type="checkbox"/> 継続を希望		スタッフの意見			

裏

評価シート

<重層的支援会議における評価実施>

注:他機関へのつなぎにより終結する場合は、対象者が他機関に既につながっている状態であること。

重層的支援会議開催日	西暦 年 月 日	プラン評価	<input type="checkbox"/> 終結 <input type="checkbox"/> 再プランして継続 <input type="checkbox"/> 中断 (終結の内、他機関へのつなぎ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) (決定日:西暦 年 月 日)
終結後の対応／再プラン時の留意点			

■終結時のつなぎ先情報

注:終結の内、他機関へのつなぎが「あり」にチェックした場合は必須

終結時つなぎ「あり」にチェックした場合のつなぎ先の機関 (あてはまるものすべてにチェック)

これまでの相談歴がある機関(本人や家族に過去にどこかの機関への相談経験があるかを確認)

就労	<input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 職業訓練機関 <input type="checkbox"/> 就労準備支援機関 <input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション <input type="checkbox"/> 就労支援法人・団体(就労訓練事業を含む) <input type="checkbox"/> 一般企業 <input type="checkbox"/> 各種協同組合(生協等) <input type="checkbox"/> 農業者・農業団体	保護	<input type="checkbox"/> 福祉事務所(生活保護担当部署) <input type="checkbox"/> ホームレス支援機関 <input type="checkbox"/> 一時保護施設 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 更生保護施設・自立準備ホーム <input type="checkbox"/> 地域生活定着支援センター
	医療		<input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> (医療機関の内、無料低額診療実施機関) <input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署
障害		<input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署 <input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター <input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター <input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター <input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所 <input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設	住居
	高齢	<input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所	
子ども・人権		<input type="checkbox"/> 行政の子ども家庭担当部署 <input type="checkbox"/> 教育委員会 <input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・子ども園 <input type="checkbox"/> 小・中・高(特別支援含む)学校 <input type="checkbox"/> 大学等(高等専門学校、専修学校、各種学校含む) <input type="checkbox"/> その他教育機関 <input type="checkbox"/> 家庭児童相談室(福祉事務所) <input type="checkbox"/> 児童相談所・児童家庭支援センター <input type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援センター <input type="checkbox"/> その他子育て支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の人権担当部署 <input type="checkbox"/> 男女共同参画センター <input type="checkbox"/> 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	

特記事項 (関係機関名を残す場合はここに記載)	
----------------------------	--